


区分	新	旧
新:P86 旧:無	 <p data-bbox="647 772 1558 982">第6章 佐倉市子どもの貧困対策計画</p>	

区分	新	旧
<p>新:P87 旧:無</p>	<div data-bbox="320 216 448 338" data-label="Image"> </div> <h2 data-bbox="394 264 1270 323">第6章 子どもの貧困対策について</h2> <h3 data-bbox="320 472 1225 512">I 佐倉市子どもの貧困対策計画の策定にあたって</h3> <p data-bbox="320 550 730 585">(1) 計画策定の背景・趣旨</p> <p data-bbox="305 600 1584 735">令和元年度の子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正に伴い、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子どもを第一に考えた支援を包括的に実施することを目的とし、国において「子供の貧困対策に関する大綱」が見直され、基本的な方針や重点施策が新たに示されました。</p> <p data-bbox="305 749 1593 932">このような状況を踏まえ、佐倉市においても、困難な状況にある子どもたちがいることが推測されることから、すべての子どもたちが、前向きで希望を持って健やかに成長できるよう、環境の整備や教育の機会均等などを進め、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とし、佐倉市子ども・子育て支援事業計画の中に盛り込む形で、佐倉市子どもの貧困対策計画を策定するものです。</p> <p data-bbox="320 1047 700 1083">(2) 計画策定の位置づけ</p> <p data-bbox="305 1098 1567 1182">子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に規定する「市町村における子どもの貧困対策についての計画」として位置付けています。</p> <p data-bbox="320 1297 569 1333">(3) 計画の対象</p> <p data-bbox="305 1350 1593 1482">妊娠期から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者としませんが、こども基本法の趣旨に鑑み、次期計画(R7～)においては、「子ども」は「心身の発達の過程にある者」とし、その家庭、地域、企業なども計画の対象に含めます。</p> <p data-bbox="320 1598 798 1633">(4) 計画期間、計画の進捗管理</p> <p data-bbox="332 1648 1059 1682">佐倉市子ども・子育て支援事業計画に準じるものとします。</p>	

区分	新	旧
<p>新:P88 旧:無</p>	<p>2 子どもの貧困と日本の子どもの状況</p> <p>(1)子どもの貧困について</p> <p>子どもが経済的な困窮状態であることにより、発達の諸段階において、学習や教育の場で制約を受けるなど様々な機会が奪われた結果、不利益をこうむってしまうことをいいます。</p> <p>子どもの貧困は、主に以下の3つの特徴をもっております。子どもの成長・発達に大きな影響を及ぼし、地域社会からの孤立を招くことで、子どもの健やかな育ちを妨げるだけでなく、将来に希望を感じることができない状況になってしまうことや、進学や就職における選択肢を狭めるなど、様々な制約をもたらし、社会にとっても大きな損失につながってしまうことがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●見えにくく捉えづらい 貧困の自覚がなく、あっても表に出さないため、実態がわかりにくい ●社会的に孤立 社会的に孤立し、必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまう ●困難・ニーズは多様 世帯ごと、子どもごとに直面する困難やニーズは異なる <p style="text-align: right;">参考:内閣府資料 H29「国における子供の貧困対策の取組について」</p> <p>(2)子どもの貧困対策に関する国の動き</p> <p>国は、平成 26 年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、同年 8 月には「子供の貧困対策に関する大綱」を制定し、子どもの貧困対策について推進してきました。</p> <p>近年、社会状況の変化からも、子どもの貧困が大きな社会問題として取り上げられるようになりました。平成 30 年度の調査では、子どもの貧困率は 13.5%となっており、およそ 7 人に 1 人が貧困状態にあるのが現状となっています。こういった状況や社会情勢の変化に対応するため、国は、令和元年 6 月に「子供の貧困対策に関する法律」を改正し、各施策について子どもの状況に応じ、包括的かつ早期に対策を講じることとされました。</p> <p>法律の改正に伴い、令和元年 11 月には、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子どもを第一に考えた支援を行うことを目的として、「子供の貧困対策に関する大綱」が見直されました。大綱では、子供の将来はその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、妊娠・出産期からの切れ目のない支援体制の構築や、支援が届きにくい子どもや家庭への支援などが明記されております。</p> <p>そして、これらの対策を総合的に推進していくために、「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」の 4 つの柱を重点施策として、様々な施策を推進することとされております。</p>	

区分	新	旧																								
新:P89 旧:無	<p data-bbox="341 262 914 298">(3) 子どもの貧困対策に関する千葉県の動き</p> <p data-bbox="341 315 1552 499">千葉県では、すべての子どもが、夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、平成27年度に「千葉県子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。この計画では、県内の子どもの貧困の現状を把握し、子どもの貧困に関する指標を設定し、指標の改善を図るため、4つの重点的支援施策として整理しました。</p> <p data-bbox="341 562 1552 699">令和元年度に計画期間が満了を迎えたことから、国による子供の貧困対策の推進に関する法律の改正や、子供の貧困対策に関する大綱の見直し等を踏まえ、次期計画となる「千葉県子どもの貧困対策推進計画」(令和2年度～令和6年度)を策定しました。</p> <p data-bbox="341 716 1552 947">この計画では、新たに施策横断的な方針として、「親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援」、「支援が届かない、又は届きにくい子ども・家庭への支援」など、3つの基本方針を定めるとともに、重点的支援施策として、現計画にある「教育の支援」「生活の支援」などに加えて、新たに「支援につなぐ体制整備」を定め、子どもの貧困対策を総合的に推進することとしています。</p> <div data-bbox="400 1087 1350 1633"> <p data-bbox="623 1087 1142 1129" style="text-align: center;">日本の子どもの貧困率の推移</p> <table border="1" data-bbox="400 1129 1350 1633"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>子どもの貧困率 (%)</th> <th>ひとり親世帯の貧困率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成12年</td> <td>14.4</td> <td>58.2</td> </tr> <tr> <td>平成15年</td> <td>13.7</td> <td>58.7</td> </tr> <tr> <td>平成18年</td> <td>14.2</td> <td>54.3</td> </tr> <tr> <td>平成21年</td> <td>15.7</td> <td>50.8</td> </tr> <tr> <td>平成24年</td> <td>16.3</td> <td>54.6</td> </tr> <tr> <td>平成27年</td> <td>13.9</td> <td>50.8</td> </tr> <tr> <td>平成30年</td> <td>13.5</td> <td>48.1</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="341 1711 816 1747">資料:厚生労働省国民生活基礎調査</p> <p data-bbox="341 1764 1365 1799">※ひとり親世帯の貧困率は子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯を集計</p> </div>	年	子どもの貧困率 (%)	ひとり親世帯の貧困率 (%)	平成12年	14.4	58.2	平成15年	13.7	58.7	平成18年	14.2	54.3	平成21年	15.7	50.8	平成24年	16.3	54.6	平成27年	13.9	50.8	平成30年	13.5	48.1	
年	子どもの貧困率 (%)	ひとり親世帯の貧困率 (%)																								
平成12年	14.4	58.2																								
平成15年	13.7	58.7																								
平成18年	14.2	54.3																								
平成21年	15.7	50.8																								
平成24年	16.3	54.6																								
平成27年	13.9	50.8																								
平成30年	13.5	48.1																								

区分

新

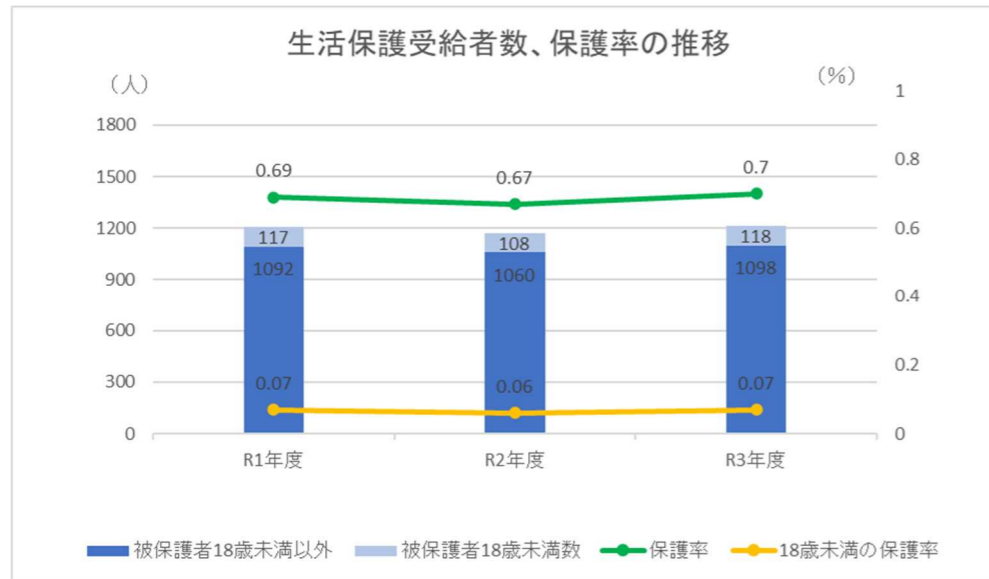
旧

新:P90
旧:無

3 佐倉市の子どもを取り巻く状況

(1) 生活保護を受給している子どもの状況(社会福祉課)

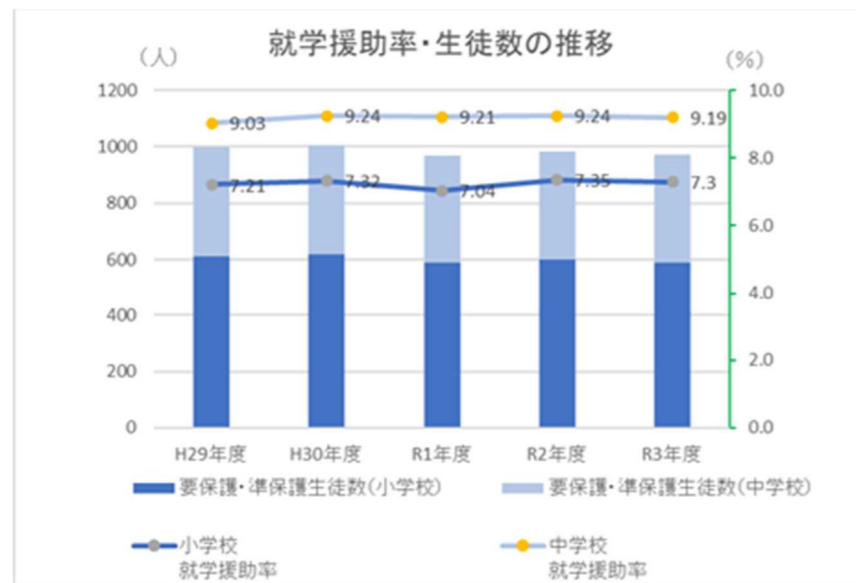
佐倉市で生活保護を受給している者で、18歳未満の子どもは令和3年度で118人、18歳未満の保護率は0.07%となっています。



※被保護者実人数は各年度3月末現在〔社会福祉課調べ〕

(2) 就学援助について(学務課)

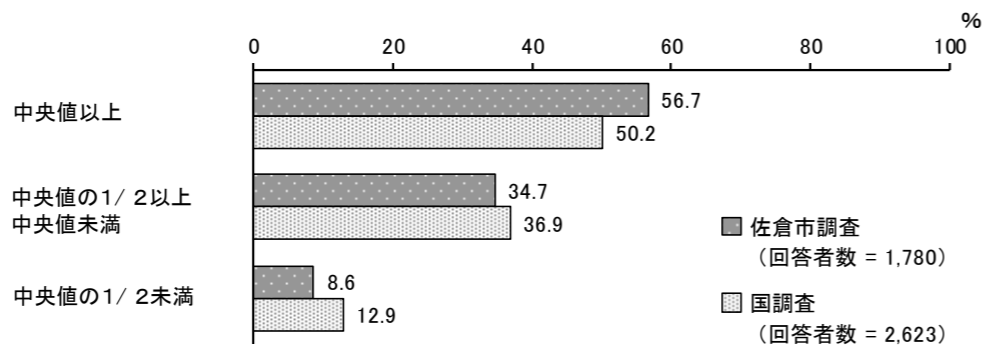
佐倉市における要保護及び準要保護を受けている児童生徒は、令和3年度で小学生589人、中学生384人となっています。また、これら児童生徒の全児童生徒に占める割合は、令和3年度で、小学生7.3%、中学生9.19%となっており、佐倉市の数値は、例年、国・県の数値を下回っている状況となっています。



〔要保護及び準要保護児童生徒数、就学援助実施状況等調査 学務課調べ〕

区分	新	旧												
新:P91 旧:無	<p data-bbox="341 210 964 241">(3) 児童扶養手当の受給世帯数(こども家庭課)</p> <p data-bbox="311 262 1558 388"> 父母が離婚するなどして父又は母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭などの児童のために児童扶養手当が支給されています。児童扶養手当の受給世帯数は減少傾向が続いておりましたが、令和3年度に増加しています。 </p> <div data-bbox="418 489 1317 1031"> <table border="1"> <caption>児童扶養手当受給世帯数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>世帯数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29年</td> <td>1,029</td> </tr> <tr> <td>H30年</td> <td>997</td> </tr> <tr> <td>R1年</td> <td>964</td> </tr> <tr> <td>R2年</td> <td>938</td> </tr> <tr> <td>R3年</td> <td>973</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p data-bbox="460 1060 727 1092">※各年度3月末現在</p> <p data-bbox="1023 1060 1276 1092">〔こども家庭課調べ〕</p>	年度	世帯数	H29年	1,029	H30年	997	R1年	964	R2年	938	R3年	973	
年度	世帯数													
H29年	1,029													
H30年	997													
R1年	964													
R2年	938													
R3年	973													

区分	新	旧																				
新:P92 旧:無	<p>4 令和3年度佐倉市子どもの生活状況に関する実態調査結果</p> <p>(1) 調査の概要</p> <p>① 目的 子どもの貧困対策に係る計画の策定に向け、佐倉市における子どもがいる世帯の生活状況や子どもの現状を把握し、子育て世帯等への施策に役立てることを目的として実施しました。</p> <p>② 実施期間・実施方法 令和4年1月11日～1月31日にかけて実施し、学校を經由して調査票を配布・児童生徒については回収、保護者については電子申請・郵送により調査票を回収しました。</p> <p>③ 実施対象(令和4年1月1日時点) 公立小学校5年生、公立中学校2年生 合計2,805人 上記児童・生徒の保護者 2,805人</p> <p>④ 回収率 調査票の配布・回収状況 (単位:枚)</p> <table border="1" data-bbox="311 1087 1558 1323"> <thead> <tr> <th>調査票</th> <th>調査対象者数</th> <th>有効回収数</th> <th>回収率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校5年生児童</td> <td>1,360</td> <td>1,328</td> <td>97.6%</td> </tr> <tr> <td>中学校2年生生徒</td> <td>1,445</td> <td>1,353</td> <td>93.6%</td> </tr> <tr> <td>その保護者</td> <td>2,805</td> <td>1,844</td> <td>65.7%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5,610</td> <td>4,525</td> <td>80.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○資源量調査とヒアリングについて 資源量調査とは、仕事やボランティア活動などで、子ども達を見守る方々に対し、もし支援を必要とする子どもや保護者がいた場合に、どの様に接し、適切な支援につなげているかなど、現状や今後の展望について、関係団体等へ照会をしたものです。 100件の個人や団体に照会をし、63件の回答があり、一部の団体等へはヒアリングも行いました。回答の中で良くあったものとしては、利用者である子どもやその保護者は、貧困や貧困の疑いがあるために事業等を利用しているのではなく、地域交流や事業を利用する事自体が目的となっているとのことでした。仮に生活状況が気になる子どもがいた場合にも、対象児童や家庭との信頼関係を築き、相談しやすい環境を整えることに苦慮している状況がうかがえました。</p>	調査票	調査対象者数	有効回収数	回収率	小学校5年生児童	1,360	1,328	97.6%	中学校2年生生徒	1,445	1,353	93.6%	その保護者	2,805	1,844	65.7%	合計	5,610	4,525	80.7%	
調査票	調査対象者数	有効回収数	回収率																			
小学校5年生児童	1,360	1,328	97.6%																			
中学校2年生生徒	1,445	1,353	93.6%																			
その保護者	2,805	1,844	65.7%																			
合計	5,610	4,525	80.7%																			

区分	新	旧												
<p>新:P93 旧:無</p>	<p>(2) 調査結果 (抜粋)</p> <p>等価世帯収入について、国調査と比較すると、「中央値以上」の割合は、佐倉市では56.7%、国では50.2%、「中央値の1/2未満」の割合は、佐倉市では8.6%となっており、国に比べ、佐倉市では「中央値以上」の割合が高く、「中央値の1/2未満」の割合が低くなっています。</p>  <table border="1" data-bbox="445 462 1365 798"> <caption>調査結果の比較 (割合 %)</caption> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>佐倉市調査 (回答者数 = 1,780)</th> <th>国調査 (回答者数 = 2,623)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央値以上</td> <td>56.7</td> <td>50.2</td> </tr> <tr> <td>中央値の1/2以上 中央値未満</td> <td>34.7</td> <td>36.9</td> </tr> <tr> <td>中央値の1/2未満</td> <td>8.6</td> <td>12.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国調査:令和3年 子供の生活状況調査 ※国調査と比較するために、無回答を除いて集計しています。</p> <p>等価世帯収入とは…</p> <p>世帯全体の収入から、世帯員の生活水準を表すよう調整したものをいいます。一般的に等価世帯収入の中央値の1/2未満の世帯が生活が困窮しているとされています。</p> <p>【算出例】一番単純な方法は世帯の収入を世帯員数で割ることですが、次のように、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯の収入 600 万円の2人世帯 → $600/2 = 300$ 万円 ・世帯の収入 300 万円の1人世帯 → $300/1 = 300$ 万円 <p>となり、1人あたりは同じ値になります。しかし、実際には世帯人員が多い前者の2人世帯の方が、共通の生活コストは割安になる傾向にあるため、豊かな生活をしているように思われます。</p> <p>世帯の収入(可処分所得) 600 万円のときの等価世帯収入は次のようになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人世帯 → $600 \text{ 万円} \div \sqrt{1} = 600 \text{ 万円}$ ・2人世帯 → $600 \text{ 万円} \div \sqrt{2} = 424 \text{ 万円}$ ・3人世帯 → $600 \text{ 万円} \div \sqrt{3} = 346 \text{ 万円}$ ・4人世帯 → $600 \text{ 万円} \div \sqrt{4} = 300 \text{ 万円}$ 	区分	佐倉市調査 (回答者数 = 1,780)	国調査 (回答者数 = 2,623)	中央値以上	56.7	50.2	中央値の1/2以上 中央値未満	34.7	36.9	中央値の1/2未満	8.6	12.9	
区分	佐倉市調査 (回答者数 = 1,780)	国調査 (回答者数 = 2,623)												
中央値以上	56.7	50.2												
中央値の1/2以上 中央値未満	34.7	36.9												
中央値の1/2未満	8.6	12.9												

区分	新	旧																																																																																																		
新:P94 旧:無	<p data-bbox="308 212 786 247">子どもの学びの状況(授業の理解度)</p> <p data-bbox="308 264 1329 300">●あなたは、学校の授業がわからないことがありますか。(あてはまるもの1つに○)</p> <p data-bbox="308 317 1546 449">学校の授業がわからないことがあるかについて、中学生になると、「教科によってはわからないことがある」の割合が増加し、また小学生、中学生ともに、等価世帯収入の水準が中央値の1/2未満で「わからないことが多い」の割合が高くなっています。</p> <div data-bbox="626 520 1344 884"> <p data-bbox="685 527 1219 615"> <input type="checkbox"/> いつもわかる <input type="checkbox"/> だいたいわかる <input type="checkbox"/> 教科によってはわからないことがある <input type="checkbox"/> わからないことが多い <input type="checkbox"/> ほとんどわからない <input type="checkbox"/> 無回答 </p> <table border="1"> <caption>授業の理解度 (全体)</caption> <thead> <tr> <th>回答者数</th> <th>いつもわかる</th> <th>だいたいわかる</th> <th>教科によってはわからないことがある</th> <th>わからないことが多い</th> <th>ほとんどわからない</th> <th>無回答</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,681</td> <td>13.5</td> <td>40.9</td> <td>37.0</td> <td>6.6</td> <td>1.6</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>1,328</td> <td>18.2</td> <td>46.7</td> <td>28.5</td> <td>5.0</td> <td>1.2</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>1,353</td> <td>8.8</td> <td>35.2</td> <td>45.4</td> <td>8.2</td> <td>2.0</td> <td>0.4</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p data-bbox="308 961 647 997">【等価世帯収入の水準別】</p> <div data-bbox="379 1066 1397 1388"> <p data-bbox="379 1073 468 1100">【小学生】</p> <table border="1"> <caption>授業の理解度 (小学生)</caption> <thead> <tr> <th>回答者数</th> <th>いつもわかる</th> <th>だいたいわかる</th> <th>教科によってはわからないことがある</th> <th>わからないことが多い</th> <th>ほとんどわからない</th> <th>無回答</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,328</td> <td>18.2</td> <td>46.7</td> <td>28.5</td> <td>5.0</td> <td>1.2</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>527</td> <td>24.7</td> <td>48.8</td> <td>22.0</td> <td>3.4</td> <td>0.4</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>338</td> <td>11.5</td> <td>47.0</td> <td>33.4</td> <td>4.7</td> <td>3.0</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>69</td> <td>10.1</td> <td>43.5</td> <td>29.0</td> <td>13.0</td> <td>4.3</td> <td>0.1</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="379 1570 1397 1856"> <p data-bbox="379 1577 468 1604">【中学生】</p> <table border="1"> <caption>授業の理解度 (中学生)</caption> <thead> <tr> <th>回答者数</th> <th>いつもわかる</th> <th>だいたいわかる</th> <th>教科によってはわからないことがある</th> <th>わからないことが多い</th> <th>ほとんどわからない</th> <th>無回答</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,353</td> <td>8.8</td> <td>35.2</td> <td>45.4</td> <td>8.2</td> <td>2.0</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>467</td> <td>12.6</td> <td>40.0</td> <td>42.2</td> <td>3.6</td> <td>1.1</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>273</td> <td>4.8</td> <td>36.3</td> <td>51.3</td> <td>5.5</td> <td>1.1</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>76</td> <td>7.9</td> <td>27.6</td> <td>43.4</td> <td>18.4</td> <td>2.6</td> <td>0.4</td> </tr> </tbody> </table> </div>	回答者数	いつもわかる	だいたいわかる	教科によってはわからないことがある	わからないことが多い	ほとんどわからない	無回答	2,681	13.5	40.9	37.0	6.6	1.6	0.4	1,328	18.2	46.7	28.5	5.0	1.2	0.4	1,353	8.8	35.2	45.4	8.2	2.0	0.4	回答者数	いつもわかる	だいたいわかる	教科によってはわからないことがある	わからないことが多い	ほとんどわからない	無回答	1,328	18.2	46.7	28.5	5.0	1.2	0.4	527	24.7	48.8	22.0	3.4	0.4	0.8	338	11.5	47.0	33.4	4.7	3.0	0.3	69	10.1	43.5	29.0	13.0	4.3	0.1	回答者数	いつもわかる	だいたいわかる	教科によってはわからないことがある	わからないことが多い	ほとんどわからない	無回答	1,353	8.8	35.2	45.4	8.2	2.0	0.4	467	12.6	40.0	42.2	3.6	1.1	0.4	273	4.8	36.3	51.3	5.5	1.1	1.1	76	7.9	27.6	43.4	18.4	2.6	0.4	
回答者数	いつもわかる	だいたいわかる	教科によってはわからないことがある	わからないことが多い	ほとんどわからない	無回答																																																																																														
2,681	13.5	40.9	37.0	6.6	1.6	0.4																																																																																														
1,328	18.2	46.7	28.5	5.0	1.2	0.4																																																																																														
1,353	8.8	35.2	45.4	8.2	2.0	0.4																																																																																														
回答者数	いつもわかる	だいたいわかる	教科によってはわからないことがある	わからないことが多い	ほとんどわからない	無回答																																																																																														
1,328	18.2	46.7	28.5	5.0	1.2	0.4																																																																																														
527	24.7	48.8	22.0	3.4	0.4	0.8																																																																																														
338	11.5	47.0	33.4	4.7	3.0	0.3																																																																																														
69	10.1	43.5	29.0	13.0	4.3	0.1																																																																																														
回答者数	いつもわかる	だいたいわかる	教科によってはわからないことがある	わからないことが多い	ほとんどわからない	無回答																																																																																														
1,353	8.8	35.2	45.4	8.2	2.0	0.4																																																																																														
467	12.6	40.0	42.2	3.6	1.1	0.4																																																																																														
273	4.8	36.3	51.3	5.5	1.1	1.1																																																																																														
76	7.9	27.6	43.4	18.4	2.6	0.4																																																																																														

区分	新	旧																																																																																
新:P95 旧:無	<p data-bbox="311 212 638 247">朝食の摂取状況について</p> <p data-bbox="311 264 893 300">●あなたは週にどのくらい食事をしていますか。</p> <p data-bbox="311 317 1537 396">朝食の摂取状況について、小学生、中学生ともに、等価世帯収入の水準が中央値の1/2未満で「毎日食べる(週7日)」の割合が低くなっています。</p> <div data-bbox="415 409 1350 1087"> <p data-bbox="647 409 1335 514"> 毎日食べる(週7日) 週5~6日 週3~4日 週1~2日、ほとんど食べない 無回答 </p> <p data-bbox="415 493 504 520">【小学生】</p> <p data-bbox="549 520 638 548">回答者数 =</p> <table border="1" data-bbox="415 535 1350 787"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>回答者数</th> <th>毎日食べる(週7日)</th> <th>週5~6日</th> <th>週3~4日</th> <th>週1~2日、ほとんど食べない</th> <th>無回答</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体</td> <td>1,328</td> <td>80.0</td> <td>13.3</td> <td>2.5</td> <td>3.4</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>中央値以上</td> <td>527</td> <td>83.7</td> <td>11.6</td> <td>1.9</td> <td>1.5</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>中央値の1/2以上 中央値未満</td> <td>338</td> <td>81.7</td> <td>11.2</td> <td>2.4</td> <td>3.6</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>中央値の1/2未満</td> <td>69</td> <td>68.1</td> <td>20.3</td> <td>5.8</td> <td>5.8</td> <td>1.2</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="415 808 504 835">【中学生】</p> <p data-bbox="549 835 638 863">回答者数 =</p> <table border="1" data-bbox="415 850 1350 1087"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>回答者数</th> <th>毎日食べる(週7日)</th> <th>週5~6日</th> <th>週3~4日</th> <th>週1~2日、ほとんど食べない</th> <th>無回答</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体</td> <td>1,353</td> <td>76.5</td> <td>12.3</td> <td>4.6</td> <td>6.2</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>中央値以上</td> <td>467</td> <td>82.2</td> <td>10.9</td> <td>3.6</td> <td>3.0</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>中央値の1/2以上 中央値未満</td> <td>273</td> <td>81.0</td> <td>11.4</td> <td>4.0</td> <td>3.3</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>中央値の1/2未満</td> <td>76</td> <td>60.5</td> <td>15.8</td> <td>6.6</td> <td>13.2</td> <td>3.9</td> </tr> </tbody> </table> </div>	区分	回答者数	毎日食べる(週7日)	週5~6日	週3~4日	週1~2日、ほとんど食べない	無回答	全体	1,328	80.0	13.3	2.5	3.4	0.9	中央値以上	527	83.7	11.6	1.9	1.5	1.3	中央値の1/2以上 中央値未満	338	81.7	11.2	2.4	3.6	1.2	中央値の1/2未満	69	68.1	20.3	5.8	5.8	1.2	区分	回答者数	毎日食べる(週7日)	週5~6日	週3~4日	週1~2日、ほとんど食べない	無回答	全体	1,353	76.5	12.3	4.6	6.2	0.4	中央値以上	467	82.2	10.9	3.6	3.0	0.2	中央値の1/2以上 中央値未満	273	81.0	11.4	4.0	3.3	0.4	中央値の1/2未満	76	60.5	15.8	6.6	13.2	3.9											
区分	回答者数	毎日食べる(週7日)	週5~6日	週3~4日	週1~2日、ほとんど食べない	無回答																																																																												
全体	1,328	80.0	13.3	2.5	3.4	0.9																																																																												
中央値以上	527	83.7	11.6	1.9	1.5	1.3																																																																												
中央値の1/2以上 中央値未満	338	81.7	11.2	2.4	3.6	1.2																																																																												
中央値の1/2未満	69	68.1	20.3	5.8	5.8	1.2																																																																												
区分	回答者数	毎日食べる(週7日)	週5~6日	週3~4日	週1~2日、ほとんど食べない	無回答																																																																												
全体	1,353	76.5	12.3	4.6	6.2	0.4																																																																												
中央値以上	467	82.2	10.9	3.6	3.0	0.2																																																																												
中央値の1/2以上 中央値未満	273	81.0	11.4	4.0	3.3	0.4																																																																												
中央値の1/2未満	76	60.5	15.8	6.6	13.2	3.9																																																																												
	<p data-bbox="311 1119 667 1155">現在の暮らしの状況について</p> <p data-bbox="311 1171 1083 1207">●あなたは、現在の暮らしの状況をどのように感じていますか。</p> <p data-bbox="311 1224 1549 1304">小学生保護者、中学生保護者ともに等価世帯収入の水準が中央値の1/2未満で、現在の暮らしが“苦しい”の割合が高くなっています。</p> <div data-bbox="415 1316 1439 1974"> <p data-bbox="875 1316 1424 1375"> 大変ゆとりがある ゆとりがある ふつう 苦しい 大変苦しい 無回答 </p> <p data-bbox="415 1365 534 1392">【小学生保護者】</p> <p data-bbox="549 1392 638 1419">回答者数 =</p> <table border="1" data-bbox="415 1407 1439 1659"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>回答者数</th> <th>大変ゆとりがある</th> <th>ゆとりがある</th> <th>ふつう</th> <th>苦しい</th> <th>大変苦しい</th> <th>無回答</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体</td> <td>978</td> <td>3.0</td> <td>16.6</td> <td>62.3</td> <td>14.6</td> <td>3.1</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>中央値以上</td> <td>533</td> <td>3.4</td> <td>25.5</td> <td>64.9</td> <td>5.3</td> <td>0.8</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>中央値の1/2以上 中央値未満</td> <td>341</td> <td>2.6</td> <td>6.2</td> <td>64.2</td> <td>22.0</td> <td>4.1</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>中央値の1/2未満</td> <td>71</td> <td>1.4</td> <td>1.4</td> <td>33.8</td> <td>45.1</td> <td>16.9</td> <td>1.4</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="415 1680 534 1707">【中学生保護者】</p> <p data-bbox="549 1707 638 1734">回答者数 =</p> <table border="1" data-bbox="415 1722 1439 1974"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>回答者数</th> <th>大変ゆとりがある</th> <th>ゆとりがある</th> <th>ふつう</th> <th>苦しい</th> <th>大変苦しい</th> <th>無回答</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体</td> <td>866</td> <td>1.7</td> <td>15.9</td> <td>60.5</td> <td>17.6</td> <td>3.3</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>中央値以上</td> <td>476</td> <td>2.5</td> <td>24.4</td> <td>63.7</td> <td>8.6</td> <td>0.4</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>中央値の1/2以上 中央値未満</td> <td>277</td> <td>0.7</td> <td>5.8</td> <td>63.2</td> <td>25.6</td> <td>3.2</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>中央値の1/2未満</td> <td>82</td> <td>1.2</td> <td>2.4</td> <td>29.3</td> <td>46.3</td> <td>19.5</td> <td>1.2</td> </tr> </tbody> </table> </div>	区分	回答者数	大変ゆとりがある	ゆとりがある	ふつう	苦しい	大変苦しい	無回答	全体	978	3.0	16.6	62.3	14.6	3.1	0.5	中央値以上	533	3.4	25.5	64.9	5.3	0.8	0.2	中央値の1/2以上 中央値未満	341	2.6	6.2	64.2	22.0	4.1	0.9	中央値の1/2未満	71	1.4	1.4	33.8	45.1	16.9	1.4	区分	回答者数	大変ゆとりがある	ゆとりがある	ふつう	苦しい	大変苦しい	無回答	全体	866	1.7	15.9	60.5	17.6	3.3	0.9	中央値以上	476	2.5	24.4	63.7	8.6	0.4	0.4	中央値の1/2以上 中央値未満	277	0.7	5.8	63.2	25.6	3.2	1.4	中央値の1/2未満	82	1.2	2.4	29.3	46.3	19.5	1.2	
区分	回答者数	大変ゆとりがある	ゆとりがある	ふつう	苦しい	大変苦しい	無回答																																																																											
全体	978	3.0	16.6	62.3	14.6	3.1	0.5																																																																											
中央値以上	533	3.4	25.5	64.9	5.3	0.8	0.2																																																																											
中央値の1/2以上 中央値未満	341	2.6	6.2	64.2	22.0	4.1	0.9																																																																											
中央値の1/2未満	71	1.4	1.4	33.8	45.1	16.9	1.4																																																																											
区分	回答者数	大変ゆとりがある	ゆとりがある	ふつう	苦しい	大変苦しい	無回答																																																																											
全体	866	1.7	15.9	60.5	17.6	3.3	0.9																																																																											
中央値以上	476	2.5	24.4	63.7	8.6	0.4	0.4																																																																											
中央値の1/2以上 中央値未満	277	0.7	5.8	63.2	25.6	3.2	1.4																																																																											
中央値の1/2未満	82	1.2	2.4	29.3	46.3	19.5	1.2																																																																											

区分	新	旧																																																																																				
新:P96 旧:無	<p data-bbox="305 210 1012 247">子どもの生活の状況(習い事や学習塾の状況について)</p> <p data-bbox="305 262 893 300">●習い事(音楽、スポーツ、習字等)に通わせる</p> <p data-bbox="305 310 1561 394">全体では、「している」の割合が72.0%と最も高く、次いで「していない(方針)」の割合が22.8%となっています。</p> <p data-bbox="305 411 1561 495">また、等価世帯収入の水準が中央値の1/2未満で、経済的にできないの割合が高くなっています。</p> <div data-bbox="519 541 1484 877"> <p data-bbox="667 546 1350 577">■ している ■ していない(方針) ▨ 経済的にできない □ 無回答</p> <table border="1"> <caption>習い事に通わせる割合</caption> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>回答者数</th> <th>している (%)</th> <th>していない(方針) (%)</th> <th>経済的にできない (%)</th> <th>無回答 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体</td> <td>1,844</td> <td>72.0</td> <td>22.8</td> <td>4.5</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>小学生保護者</td> <td>978</td> <td>82.6</td> <td>12.9</td> <td>4.0</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>中学生保護者</td> <td>866</td> <td>60.0</td> <td>33.9</td> <td>5.1</td> <td>0.9</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p data-bbox="341 909 676 947">【等価世帯収入の水準別】</p> <div data-bbox="371 989 1484 1339"> <p data-bbox="376 993 528 1024">【小学生保護者】</p> <table border="1"> <caption>小学生保護者の収入別割合</caption> <thead> <tr> <th>収入水準</th> <th>回答者数</th> <th>している (%)</th> <th>していない(方針) (%)</th> <th>経済的にできない (%)</th> <th>無回答 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体</td> <td>978</td> <td>82.6</td> <td>12.9</td> <td>4.0</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>中央値以上</td> <td>533</td> <td>89.1</td> <td>10.3</td> <td>0.2</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>中央値の1/2以上 中央値未満</td> <td>341</td> <td>78.0</td> <td>15.5</td> <td>6.2</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>中央値の1/2未満</td> <td>71</td> <td>52.1</td> <td>22.5</td> <td>22.5</td> <td>2.8</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="371 1381 1484 1732"> <p data-bbox="376 1386 528 1417">【中学生保護者】</p> <table border="1"> <caption>中学生保護者の収入別割合</caption> <thead> <tr> <th>収入水準</th> <th>回答者数</th> <th>している (%)</th> <th>していない(方針) (%)</th> <th>経済的にできない (%)</th> <th>無回答 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体</td> <td>866</td> <td>60.0</td> <td>33.9</td> <td>5.1</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>中央値以上</td> <td>476</td> <td>63.4</td> <td>34.7</td> <td>0.8</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>中央値の1/2以上 中央値未満</td> <td>277</td> <td>58.5</td> <td>35.7</td> <td>5.4</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>中央値の1/2未満</td> <td>82</td> <td>40.2</td> <td>29.3</td> <td>29.3</td> <td>1.2</td> </tr> </tbody> </table> </div>	対象	回答者数	している (%)	していない(方針) (%)	経済的にできない (%)	無回答 (%)	全体	1,844	72.0	22.8	4.5	0.7	小学生保護者	978	82.6	12.9	4.0	0.5	中学生保護者	866	60.0	33.9	5.1	0.9	収入水準	回答者数	している (%)	していない(方針) (%)	経済的にできない (%)	無回答 (%)	全体	978	82.6	12.9	4.0	0.5	中央値以上	533	89.1	10.3	0.2	0.4	中央値の1/2以上 中央値未満	341	78.0	15.5	6.2	0.3	中央値の1/2未満	71	52.1	22.5	22.5	2.8	収入水準	回答者数	している (%)	していない(方針) (%)	経済的にできない (%)	無回答 (%)	全体	866	60.0	33.9	5.1	0.9	中央値以上	476	63.4	34.7	0.8	1.1	中央値の1/2以上 中央値未満	277	58.5	35.7	5.4	0.4	中央値の1/2未満	82	40.2	29.3	29.3	1.2	
対象	回答者数	している (%)	していない(方針) (%)	経済的にできない (%)	無回答 (%)																																																																																	
全体	1,844	72.0	22.8	4.5	0.7																																																																																	
小学生保護者	978	82.6	12.9	4.0	0.5																																																																																	
中学生保護者	866	60.0	33.9	5.1	0.9																																																																																	
収入水準	回答者数	している (%)	していない(方針) (%)	経済的にできない (%)	無回答 (%)																																																																																	
全体	978	82.6	12.9	4.0	0.5																																																																																	
中央値以上	533	89.1	10.3	0.2	0.4																																																																																	
中央値の1/2以上 中央値未満	341	78.0	15.5	6.2	0.3																																																																																	
中央値の1/2未満	71	52.1	22.5	22.5	2.8																																																																																	
収入水準	回答者数	している (%)	していない(方針) (%)	経済的にできない (%)	無回答 (%)																																																																																	
全体	866	60.0	33.9	5.1	0.9																																																																																	
中央値以上	476	63.4	34.7	0.8	1.1																																																																																	
中央値の1/2以上 中央値未満	277	58.5	35.7	5.4	0.4																																																																																	
中央値の1/2未満	82	40.2	29.3	29.3	1.2																																																																																	

区分

新

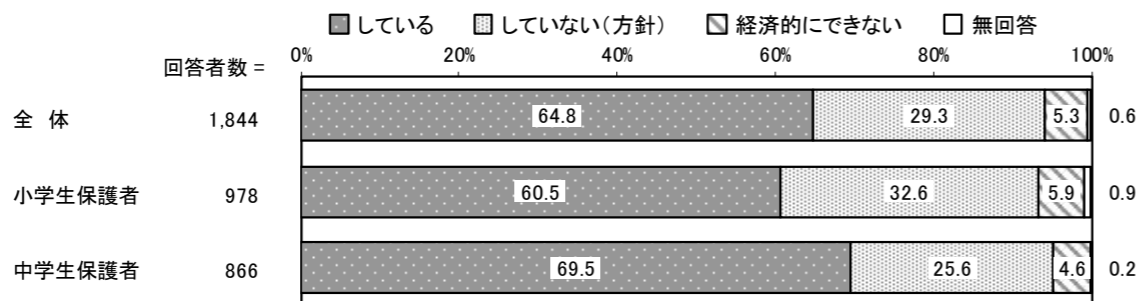
旧

新:P97
旧:無

●学習塾に通わせる(家庭教師、通信教育を含む)

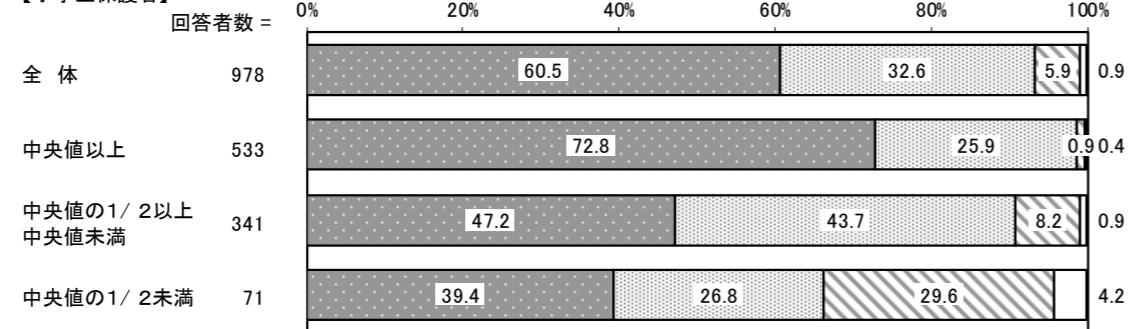
全体では、「している」の割合が64.8%と最も高く、次いで「していない(方針)」の割合が29.3%となっています。

また、等価世帯収入の水準が中央値の1/2未満で、経済的にできないの割合が高くなっています。

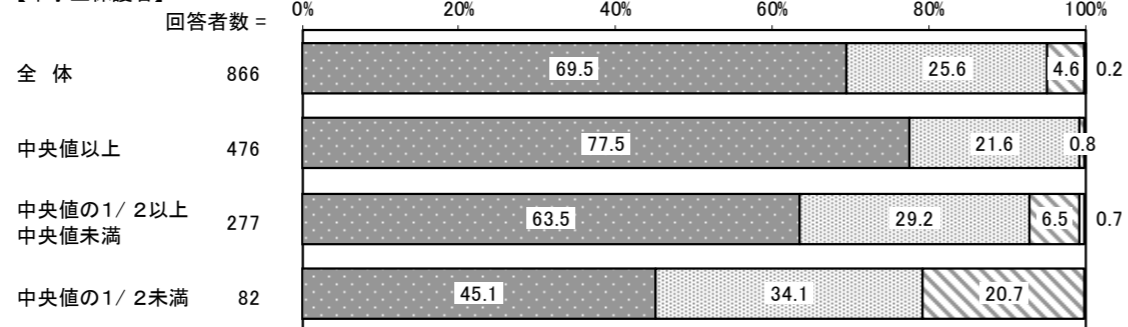


【等価世帯収入の水準別】

【小学生保護者】



【中学生保護者】



支援者より寄せられた意見やケース(資源量調査より)

学習支援施設の利用者で、外国籍の子が日本に来て2年で受験期を迎えました。日本語にまだ慣れない中受験し、無事合格しました。

その後もアルバイトの際の履歴書の書き方や面接の練習にも寄り添い、今は専門学校に通っています。私たちもその子から力をもらいました。

区分	新	旧
----	---	---

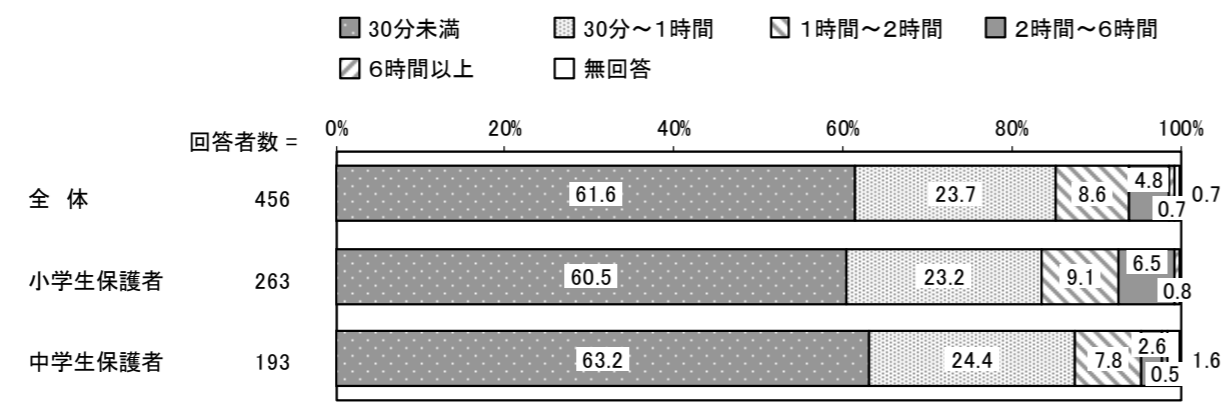
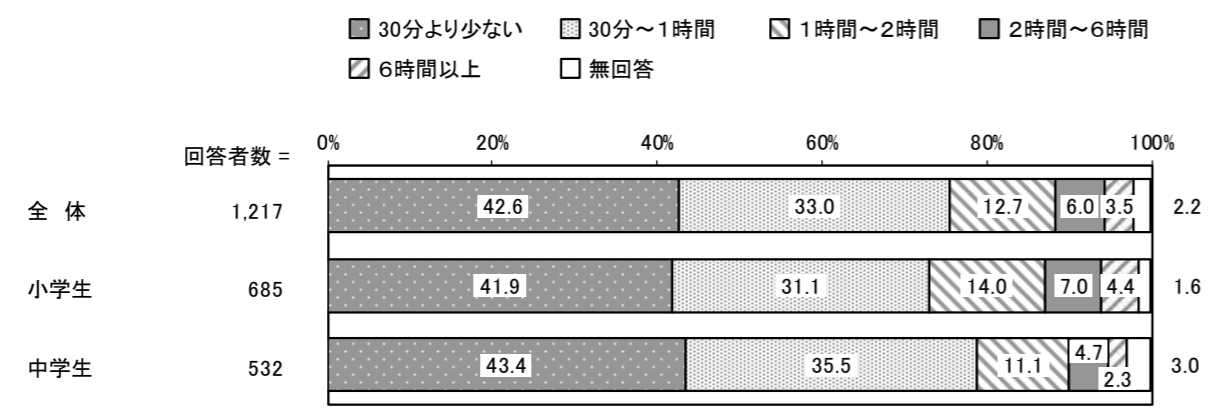
新:P98
旧:無

家族のお世話の状況

●ふだん家族のお世話をしていますかという質問で「親」～「その他」のお世話をしていると答えた人にお聞きします。お世話する1日の時間はどれくらいですか。

→ふだん(月曜日～日曜日)家族のお世話をしているかについて、全体では、「していない」の割合が最も高くなっています。一方で「親」や「きょうだい」の世話をしていると回答しているものうち、「6時間以上」と回答しているのが、児童・生徒の回答で3.5%、保護者の回答で0.7%となっており、長時間家族の世話をしている子どもが少なからずいることがうかがえます。

6時間以上、家族の世話をしている子どもは、学校以外の勉強については、「家の人に教えてもらう」の割合が低くなっており、「自分で勉強をする」の割合も低くなっています。



支援者より寄せられた意見やケース(資源量調査より)

子どもの居場所だけでなく、親の居場所作りも必要だと感じる。どこかに繋がることで、気持ちが共有でき、安心することもあると思います。

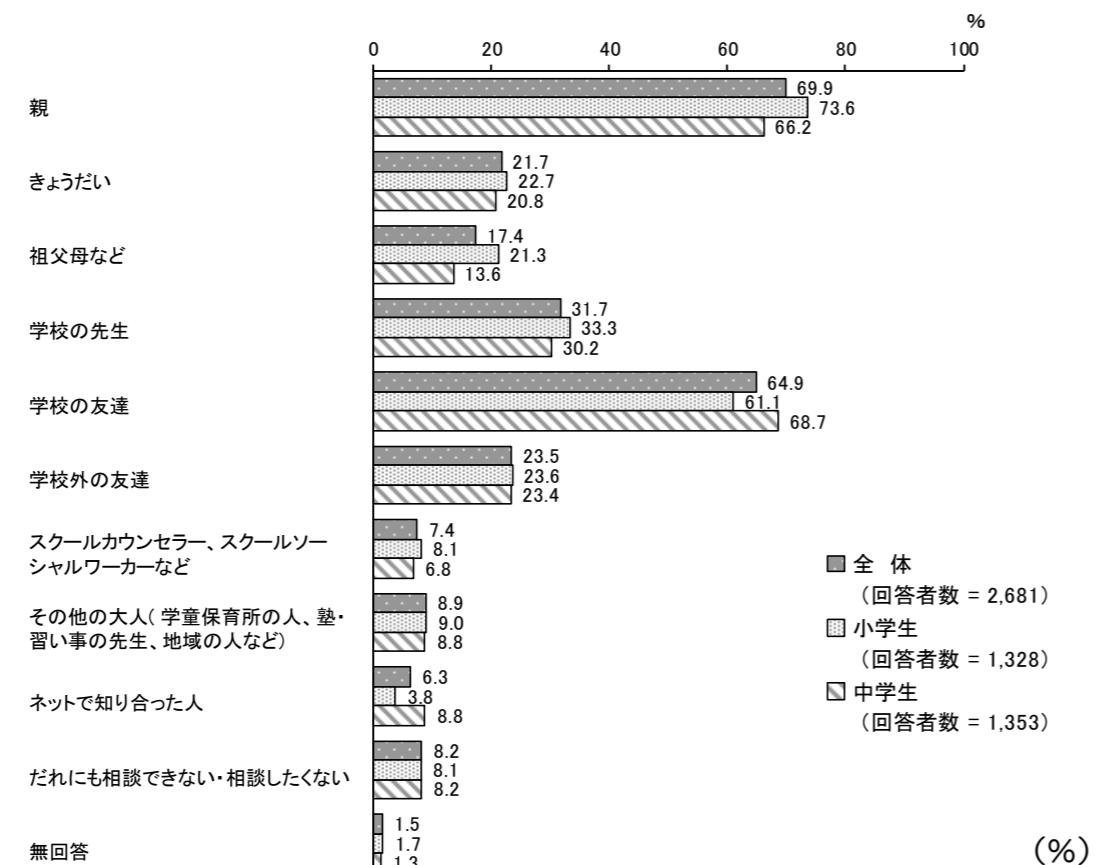
区分	新	旧
----	---	---

新:P99
旧:無

子どもと保護者、地域との関わり(相談先について)

●あなたに困っていることや悩みごとがあるとき、あなたが相談できると思う人はだれですか。(あてはまるものすべてに○)

困っていることや悩みごとがあるときの相談相手について、小学生では「親」の割合が高く、中学生では「学校の友達」の割合が高くなっています。一方で「だれにも相談できない・相談したくない」の割合は、小学生、中学生ともに1割弱となっています。また、中学生では、等価世帯収入の水準が中央値の1/2未満で、「だれにも相談できない・相談したくない」の割合が高くなっています。



	回答者数(件)	親	きょうだい	祖父母など	学校の先生	学校の友達	学校外の友達	スクールカウンセラー等	その他の大人(塾の先生、地域の人等)	ネットで知り合った人	誰にも相談できない・したくない	無回答
【中学生】												
全体	1,353	66.2	20.8	13.6	30.2	68.7	23.4	6.8	8.8	8.8	8.2	1.3
中央値以上	467	70.4	23.3	13.5	32.1	69.0	21.0	7.9	9.2	7.5	8.8	0.6
中央値の1/2以上 中央値未満	273	68.9	20.1	16.5	34.4	72.2	22.3	8.1	12.8	9.5	5.9	0.7
中央値の1/2未満	76	51.3	18.4	11.8	25.0	64.5	23.7	3.9	3.9	7.9	14.5	1.3

区分	新	旧
<p>新:P100 旧:無</p>	<p>5 佐倉市の子どもや家庭を取り巻く主な現状と課題</p> <p>家庭の経済状況が厳しくなるにつれて、表れている特徴や考えられる課題について、次のとおりとなります。(経済状況によらない特徴等も含む)</p> <p>【子どもたちへの支援に向けて】</p> <p>●現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勉強時間が少なくなる傾向にある(中学生) ・学年が上がるにつれ、経済状況などを理解するようになり、進学希望が減少する傾向がある ・朝食を毎日食べる子の割合が低い傾向にある ・子どもが困っているとき、誰にも相談できない、したくないの割合が高い傾向にある(中学生) ・自己肯定感が低いなど、自分に自信がもてない状況がうかがえる ・習い事や学習塾等に経済的に通えないなど、学校以外での学習機会が不足する傾向にある ・キャンプ、スポーツ観戦、テーマパーク、旅行などの体験が少ない傾向にある ・外国籍の子どもが増えてきており、対応できる学習支援のボランティアスタッフが不足している ・発達に遅れはないものの、学習面で困難を示す子どもが増えている ・周りが気づきにくい様々な理由で、学習環境、生活環境に影響が出ていることがある <p style="text-align: center;"></p> <p>●課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切なアドバイスをしてくれる他者と接する機会を通じて、生活力や自らSOSを出す力を身に付けることが必要 ・学校で子どもが安心して学習ができる環境づくりを行っていくことを基本としつつ、学校以外での子どもの居場所作りや学習支援の取組み、生活の支援のための取組みを充実・強化していくことが必要 ・金銭面が原因で進学を諦めてしまわないような支援が必要 ・子どもが安心して生活でき、自分に自信をもつことにつながるような支援が必要 ・子どもが将来望んでいる進路を自ら選択する手助けとなる支援が必要 ・子どもの可能性を拓けることにつながる支援が必要 ・子どもの成長を支える多様な体験ができるような支援や体制整備が必要 ・外国籍の子どもに対する学習支援を充実することが必要 ・小学校生活でつまづかないように、子どもの気になる行動への適切な早期支援が必要 ・さまざまな情報交換を含め、幼保小による一層の連携が必要 	

区分	新	旧
<p>新:P101 旧:無</p>	<p>【保護者への支援に向けて】</p> <p>●現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済的な理由などから子どもの進路について、妥協してしまうことがある ・保護者の生活習慣が、子どもに影響し、不規則な習慣が定着してしまうことがある ・子どもと接する時間や子どもに関する行事への参加が少なくなる傾向にある ・子どもの進学を希望する一方、早く家計を支えてほしいこともあり、理想と現実のギャップが発生している ・新型コロナウイルスの影響により、収入などの金銭面への不安を感じている ・虐待などが見られる場合、保護者自身の生活能力が乏しい、不安定な就労状況にあることが多い ・経済的な状況にかかわらず、子育てに対して、周りから学ぶ機会が少なく不安を感じている ・新型コロナウイルス感染症の影響もあり、安定的な収入が得られない、子どもとの時間が取れない <p style="text-align: center;">▼</p> <p>●課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家計管理等を学ぶことができる機会の充実を図っていくことが必要 ・就労支援により、継続的に収入が得られるようライフステージやライフサイクルに応じた支援が必要 ・保護者に親としての力を付けていくような支援が必要 ・保護者の経済的、精神的な安定に向けた支援が必要 ・さまざまなニーズに合わせた教育、保育の確保が必要 <p>【関係機関との連携体制の構築に向けて】</p> <p>●現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校以外での学習の場や、交流の機会が不足している ・子どもに関する相談機関や団体へ相談する人が少ない ・関係機関や各種団体間での連携が、個人情報保護の観点から困難な部分がある ・問題を発見してもどのように接し、どこにつなげればよいかわからない場合が多い <p style="text-align: center;">▼</p> <p>●課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもと常に接している関係機関や団体、さまざまな福祉や医療に関する関係機関において、子どもの貧困等に関する知識の普及や人材の確保が必要 ・問題を発見した場合の明確な連携ネットワークの構築が必要 ・学校以外での子どもの安全、安心な居場所作りを進めていくことが必要 ・各機関が連携を取りやすいような環境や体制づくりが必要 	

区分	新	旧
新:P102 旧:無	<p>【気兼ねなく問題を打ち明けられる相談支援に向けて】</p> <p>●現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親や友人など誰にも相談できない、したくない、自分の課題を相談してもよいのかとためらう ・子どもの相談相手としては、親の割合が高くなっている ・家庭や本人が行動を起こして、支援が始まるという流れがほとんどとなっている ・困難に直面している家庭や子どもについて、その全ての窓口を学校が担うのには限界がある ・長時間、親やきょうだいの世話をしている子が少なからずいる ・保護者も子どもも、厳しい困窮状況に置かれた場合、他の人に相談したり、助けを求めたりできないことが多くある ・支援する側として、家庭の事情やプライバシーに介入する困難さがある <p style="text-align: center;">▼</p> <p>●課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「構えた」場所だけでなく、子どもが気兼ねなく利用できる場所や保護者が普段からよく利用している場所における相談窓口や、SNS等を活用した相談環境の整備、周知が必要 ・ヤングケアラーや生理の問題など、周りが気づきにくい問題を抱えている子について、SOSを察知し適切などころにつなげられる人材や仕組みが必要 ・子どもの相談に対して、親や周囲の大人が適切に対応できるような体制の整備が必要 ・学校以外での相談窓口の充実や、支援につなげる人材の確保が必要 ・いろいろな人が気軽に利用でき、たくさんの大人の目があるような居場所作りが必要 <p>上記現状と課題に対して、子どもの貧困対策の推進に関する法律、子供の貧困対策に関する大綱、千葉県子どもの貧困対策推進計画を踏まえ、子どもの貧困対策について4つの類型に分類し、子どもの健やかな成長を応援する施策に取り組んでいきます。</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD A(子どもの貧困対策) --- B(教育の支援) A --- C(生活の支援) A --- D(保護者の就労・経済的支援) A --- E(支援につなぐ体制整備) </pre> </div>	

区分	新	旧
新:P103 旧:無	<p data-bbox="329 247 884 289">6 子どもの貧困対策の全体像</p> <div data-bbox="329 310 1525 701" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p data-bbox="350 338 587 380">●教育の支援</p> <p data-bbox="368 401 1359 432">困難な状況にある子どもに対する学校教育の充実や教育の機会均等に関する支援</p> <ul data-bbox="368 485 1478 688" style="list-style-type: none"> ・学校における教育の充実 ・学力向上支援 ・就学支援 ・学習支援の充実 ・幼保小連携の推進 ・教育の機会均等 ・幼児教育、保育の推進、 質の向上 ・教育費負担の軽減 ・食育の推進 ・多様な体験の機会の創出 ・社会性の向上 </div> <div data-bbox="320 751 1495 1465" style="text-align: center; margin: 20px 0;">  </div> <div data-bbox="329 1486 1525 1856" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p data-bbox="350 1514 893 1556">●保護者の就労・経済的支援</p> <p data-bbox="368 1577 1258 1608">困難な状況にある子どもの保護者に対する就労の支援や経済的な支援</p> <ul data-bbox="368 1682 1507 1801" style="list-style-type: none"> ・就労支援 ・職業訓練への支援 ・ひとり親に対する支援 ・仕事と家庭の両立支援 ・各種補助等の経済的支援 ・教育費負担の軽減 ・児童手当等の着実な実施 ・多様な保育の充実 </div>	

区分	新	旧
新:P104 旧:無	<div data-bbox="341 262 1469 598"> <p>●生活の支援 困難な状況にある子どもや保護者に対する生活の安定に関する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者、子どもへの生活支援 ・保育等の確保 ・保護者の育児負担の軽減 ・家庭環境改善への支援 ・社会との交流の機会の提供 ・社会的養育の充実 ・親育ての支援 ・食育の推進 ・子育て支援のワンストップ化の推進 ・子どもの居場所作り ・多様な体験の機会の創出 </div> <div data-bbox="341 703 1498 1480"> <p>積極性</p> <p>学ぶ力</p> <p>自立心</p> <p>コミュニケーション力</p> <p>道徳観</p> <p>勤労観</p> </div> <div data-bbox="341 1501 1469 1837"> <p>●支援につなぐ体制整備 行政や関係機関の支援と、支援が必要な子どもをつなぐ体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「気づき」の機会の充実 ・相談先の充実 ・相談方法の充実 ・早期の状況把握、対応 ・支援人材の育成 ・気軽に相談できる体制整備 ・関係機関との連携体制の構築 ・子どもの貧困に関する情報収集 </div>	

区分	新	旧																								
新:P105 旧:無	<p>7 子どもの貧困対策に関する施策の展開</p> <p>1. 教育の支援</p> <p>教育の機会均等が図られるよう、学校教育の充実や就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講じていきます。</p> <p>(1) 学校を中心とした教育支援</p> <p>家庭の状況や生まれた環境にかかわらず、子どもの学力が保障され、子どもたちが将来望んでいる進路を自ら選択できるように、学校教育の充実を図ります。</p> <p>また、子どもたちの支援につなげていくために、学校関係者や子どもを取り巻く関係者に、支援に関する情報や相談先について、認識の共有を図るとともに、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門性を有する人材を配置し、個々の状況に応じたきめ細やかな教育を推進します。</p> <p>重点:学校における教育相談の充実、日本語適応事業の実施</p> <p>(2) 教育や学習の機会均等の推進</p> <p>家庭の状況や生まれた環境にかかわらず、子どもたちに対する教育、学習の機会均等を進め、子どもの可能性を高められるように、幼児教育、保育の推進・質の向上を図ります。また、学校以外での学習支援体制の整備、子どもの成長を支える多様な体験の機会の創出など、教育・学習環境の充実を図ります。</p> <p>重点:子どもの学習・生活支援事業、学校外における学習支援の充実に向けた検討</p> <p>●佐倉市の取り組みの状況と方向性</p> <table border="1" data-bbox="320 1549 1484 1869"> <thead> <tr> <th>No</th> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>方向性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>千葉県スクールソーシャルワーカーの対応件数 (千葉県による事業)</td> <td>15件</td> <td>12件</td> <td>62件</td> <td>128件</td> <td>158件</td> <td>増加</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>学習支援施設数(か所数)</td> <td>8か所</td> <td>8か所</td> <td>8か所</td> <td>8か所</td> <td>8か所</td> <td>維持・増加</td> </tr> </tbody> </table>	No		H29	H30	R1	R2	R3	方向性	1	千葉県スクールソーシャルワーカーの対応件数 (千葉県による事業)	15件	12件	62件	128件	158件	増加	2	学習支援施設数(か所数)	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所	維持・増加	
No		H29	H30	R1	R2	R3	方向性																			
1	千葉県スクールソーシャルワーカーの対応件数 (千葉県による事業)	15件	12件	62件	128件	158件	増加																			
2	学習支援施設数(か所数)	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所	維持・増加																			

区分	新	旧																								
新:P106 旧:無	<p>2. 生活の支援</p> <p>貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活の相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他貧困の状況にあるこどもの生活の安定に資するための支援に関し必要な施策を講じていきます。</p> <p>(1) 保護者の生活支援</p> <p>子どもが社会から孤立して必要な支援を受けられず、一層困難な状況に置かれてしまわないように、子どもの成長過程における原点である家庭教育の充実や、子どもの相談に対して、保護者が適切に対応できるよう「親育て」への支援を行います。また、保護者等の安定した生活や自立、健康の確保に向けて、支援体制を整備します。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">重点:生活困窮者自立支援事業、家庭教育事業</p> <p>(2) 子どもの生活支援</p> <p>さまざまな困難を抱える子どもたちが健全に成長し、深刻な状況に陥ることのないように、社会的養育が必要な子どもへの支援や生活習慣及び食習慣の改善に向けた相談支援を推進します。また、子どもが安心して利用できるような居場所作りや、適切なアドバイスをしてくれる他者と接する機会の提供などを通して、子どもが自ら SOS を出す力や生活力を養えるような体制整備を推進します。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">重点:自然を活かした親子の居場所づくり事業、子ども食堂等との連携事業</p> <p>●佐倉市の取り組みの状況と方向性</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #f2cbba;"> <th>No</th> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>方向性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">1</td> <td style="text-align: left;">生活困窮者自立支援事業の支援プラン決定件数</td> <td>121 件</td> <td>117 件</td> <td>133 件</td> <td>154 件</td> <td>149 件</td> <td>維持</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">2</td> <td style="text-align: left;">市内子ども食堂の数</td> <td>3 団体</td> <td>6 団体</td> <td>8 団体</td> <td>8 団体</td> <td>11 団体</td> <td>増加</td> </tr> </tbody> </table>	No		H29	H30	R1	R2	R3	方向性	1	生活困窮者自立支援事業の支援プラン決定件数	121 件	117 件	133 件	154 件	149 件	維持	2	市内子ども食堂の数	3 団体	6 団体	8 団体	8 団体	11 団体	増加	
No		H29	H30	R1	R2	R3	方向性																			
1	生活困窮者自立支援事業の支援プラン決定件数	121 件	117 件	133 件	154 件	149 件	維持																			
2	市内子ども食堂の数	3 団体	6 団体	8 団体	8 団体	11 団体	増加																			

区分	新	旧																								
新:P107 旧:無	<p>3. 保護者の就労・経済的支援</p> <p>貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施や、所得の安定と向上に資するための就労の支援のほか、各種手当の支給、貸付金の貸付け等、貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講じていきます。</p> <p>(1) 保護者に対する就労支援</p> <p>世帯の安定的な経済基盤を確保し、仕事と生活を両立し、安心して子どもを育てる環境作りを進めるため、ひとり親家庭に加え、生活が困難な状態にある世帯に対するきめ細やかな就労支援を進めるなど、職業生活の安定と向上に資する支援の充実を図ります。</p> <p>重点:ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金、仕事と生活の両立を支援する研修</p> <p>(2) 経済的な支援</p> <p>保護者の健康状態や就労状況にかかわらず、日々の生活を安定させるため、各種手当を支給するほか、子育てをしていくうえでのさまざまな経済的負担を軽減することにより、困難な状況にある子どもや家庭において、貧困の連鎖を断ち切るきっかけとなる支援を行います。</p> <p>重点:児童扶養手当の適切な支給、子ども医療費助成</p> <p>●佐倉市の取り組みの状況と方向性</p> <table border="1" data-bbox="320 1266 1486 1591"> <thead> <tr> <th>No</th> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>方向性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>ひとり親に対する就労・スキルアップ支援数</td> <td>17件</td> <td>9件</td> <td>9件</td> <td>7件</td> <td>9件</td> <td>維持</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>児童扶養手当の受給率(受給資格世帯)</td> <td>86%</td> <td>84%</td> <td>83%</td> <td>82%</td> <td>82%</td> <td>維持</td> </tr> </tbody> </table> <p>支援者より寄せられた意見やケース(資源量調査より)</p> <p>不登校の背景に経済的に困難な状況が伺えるケースがあり、経済的な支援制度を紹介し、関係機関とつながったことで、保護者の負担が軽減し、本人も学校に足が向くようになりました。</p>	No		H29	H30	R1	R2	R3	方向性	1	ひとり親に対する就労・スキルアップ支援数	17件	9件	9件	7件	9件	維持	2	児童扶養手当の受給率(受給資格世帯)	86%	84%	83%	82%	82%	維持	
No		H29	H30	R1	R2	R3	方向性																			
1	ひとり親に対する就労・スキルアップ支援数	17件	9件	9件	7件	9件	維持																			
2	児童扶養手当の受給率(受給資格世帯)	86%	84%	83%	82%	82%	維持																			

区分	新	旧																
新:P108 旧:無	<p>4. 支援につなぐ体制整備</p> <p>行政や関係機関の支援と、支援が必要な子どもをつなぐ体制を整備していきます。</p> <p>(1)相談窓口の充実 虐待や貧困、ヤングケアラーなど、困難な状況にある子どもや家庭を早期に発見し、適切な支援につなげていくために既存相談窓口の充実を図ります。また、SNS などさまざまなプラットフォームを活用した情報発信や相談窓口の連携促進を図り、気軽に相談できるような体制整備を図ります。</p> <p>重点:児童虐待、DV 等に関する相談・対応、ひとり親家庭における相談の充実</p> <p>(2)支援人材の育成 子どもを取り巻く環境に直接かかわる保育士、幼稚園教諭、学校の教職員などをはじめとして、各種相談員や支援員、ケースワーカー等に、子どもの貧困やヤングケアラーに関する理解を深め、問題の早期発見や相談に適切に対応できるような人材の育成を推進します。</p> <p>重点:幼稚園教諭、保育士等の資質の向上、教職員の資質向上</p> <p>(3)社会全体での子どもの支援と連携体制の構築 困難な状況にある子どもの早期発見や、支援が届きにくい子どもや家庭に対してもアプローチできるように、常に子どもと接している機関や団体、福祉、教育、医療に関する関係機関の連携体制を構築し、社会全体で子どもを支援していく体制を推進します。また、このような取組や既存の制度及び施策等について積極的に情報収集、発信を行います。</p> <p>重点:支援につなぐガイドブック等の作成の検討</p> <p>●佐倉市の取り組みの状況と方向性</p> <table border="1" data-bbox="320 1665 1486 1856"> <thead> <tr> <th>No</th> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>方向性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I</td> <td>家庭児童相談件数</td> <td>718 件</td> <td>725 件</td> <td>890 件</td> <td>761 件</td> <td>785 件</td> <td>質の向上</td> </tr> </tbody> </table>	No		H29	H30	R1	R2	R3	方向性	I	家庭児童相談件数	718 件	725 件	890 件	761 件	785 件	質の向上	
No		H29	H30	R1	R2	R3	方向性											
I	家庭児童相談件数	718 件	725 件	890 件	761 件	785 件	質の向上											

区分	新	旧																												
新:P109 旧:無	8 子どもの貧困対策に関する各種取り組み 1. 教育の支援 (1) 学校を中心とした教育の支援																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">No</th> <th style="text-align: center;">取組の名称</th> <th style="text-align: center;">取組の内容</th> <th style="text-align: center;">主な所属</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 重点</td> <td>学校における教育相談の充実 (スクールカウンセラー・心の教育相談員・スクールソーシャルワーカー)</td> <td>市内の全小中学校に心の教育相談員や県が任用するスクールカウンセラーを配置し、様々な教育相談に対応します。また、必要に応じて県が配置するスクールソーシャルワーカーとも連携し、子どもや保護者への支援を充実します。</td> <td style="text-align: center;">指導課 教育センター</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 重点</td> <td>日本語適応事業の実施</td> <td>学校に在籍する児童の国際化に対応するため、日本語の習得や教科指導を行うとともに、児童の指導を通じて家庭への支援を行います。</td> <td style="text-align: center;">指導課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>確かな学力の向上に向けた人材の配置事業 (英語指導助手・小学校理科実験支援員・特別支援教育支援員)</td> <td>幼稚園及び全小中学校に英語指導助手を派遣し、生きた英語に触れる機会の充実と国際理解教育を推進します。 また、小学校理科実験支援員を小学校に派遣し、授業の充実と科学への関心・意欲の向上につなげます。 さらに、特別な支援を必要とする幼児児童生徒のいる幼小中学校に特別支援教育支援員を配置し、1人1人の教育的ニーズに応じた学習や生活支援の充実を図ります。</td> <td style="text-align: center;">指導課 教育センター</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>少人数指導支援推進事業</td> <td>多人数の学級を抱える学校に学校支援補助教員を配置し、きめ細かな少人数指導を実施し、個々の習熟度に応じた学習支援を行います。</td> <td style="text-align: center;">学務課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>学校支援アドバイザー</td> <td>教職経験及び生徒指導の経験を有する学校支援アドバイザーを市内の学校に配置し、巡回指導を行うことで、学校で発生するいじめ問題やトラブル等への適切な助言や指導の業務を行います。また、学校支援アドバイザー会議を毎月開催し、教育委員会と情報を共有していきます。</td> <td style="text-align: center;">指導課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>学校におけるアンケート調査などの実施</td> <td>各学校において児童生徒向けアンケートを実施し、いじめ、虐待などの早期発見につなげます。</td> <td style="text-align: center;">指導課</td> </tr> </tbody> </table>	No	取組の名称	取組の内容	主な所属	1 重点	学校における教育相談の充実 (スクールカウンセラー・心の教育相談員・スクールソーシャルワーカー)	市内の全小中学校に心の教育相談員や県が任用するスクールカウンセラーを配置し、様々な教育相談に対応します。また、必要に応じて県が配置するスクールソーシャルワーカーとも連携し、子どもや保護者への支援を充実します。	指導課 教育センター	2 重点	日本語適応事業の実施	学校に在籍する児童の国際化に対応するため、日本語の習得や教科指導を行うとともに、児童の指導を通じて家庭への支援を行います。	指導課	3	確かな学力の向上に向けた人材の配置事業 (英語指導助手・小学校理科実験支援員・特別支援教育支援員)	幼稚園及び全小中学校に英語指導助手を派遣し、生きた英語に触れる機会の充実と国際理解教育を推進します。 また、小学校理科実験支援員を小学校に派遣し、授業の充実と科学への関心・意欲の向上につなげます。 さらに、特別な支援を必要とする幼児児童生徒のいる幼小中学校に特別支援教育支援員を配置し、1人1人の教育的ニーズに応じた学習や生活支援の充実を図ります。	指導課 教育センター	4	少人数指導支援推進事業	多人数の学級を抱える学校に学校支援補助教員を配置し、きめ細かな少人数指導を実施し、個々の習熟度に応じた学習支援を行います。	学務課	5	学校支援アドバイザー	教職経験及び生徒指導の経験を有する学校支援アドバイザーを市内の学校に配置し、巡回指導を行うことで、学校で発生するいじめ問題やトラブル等への適切な助言や指導の業務を行います。また、学校支援アドバイザー会議を毎月開催し、教育委員会と情報を共有していきます。	指導課	6	学校におけるアンケート調査などの実施	各学校において児童生徒向けアンケートを実施し、いじめ、虐待などの早期発見につなげます。	指導課	
	No	取組の名称	取組の内容	主な所属																										
	1 重点	学校における教育相談の充実 (スクールカウンセラー・心の教育相談員・スクールソーシャルワーカー)	市内の全小中学校に心の教育相談員や県が任用するスクールカウンセラーを配置し、様々な教育相談に対応します。また、必要に応じて県が配置するスクールソーシャルワーカーとも連携し、子どもや保護者への支援を充実します。	指導課 教育センター																										
	2 重点	日本語適応事業の実施	学校に在籍する児童の国際化に対応するため、日本語の習得や教科指導を行うとともに、児童の指導を通じて家庭への支援を行います。	指導課																										
	3	確かな学力の向上に向けた人材の配置事業 (英語指導助手・小学校理科実験支援員・特別支援教育支援員)	幼稚園及び全小中学校に英語指導助手を派遣し、生きた英語に触れる機会の充実と国際理解教育を推進します。 また、小学校理科実験支援員を小学校に派遣し、授業の充実と科学への関心・意欲の向上につなげます。 さらに、特別な支援を必要とする幼児児童生徒のいる幼小中学校に特別支援教育支援員を配置し、1人1人の教育的ニーズに応じた学習や生活支援の充実を図ります。	指導課 教育センター																										
	4	少人数指導支援推進事業	多人数の学級を抱える学校に学校支援補助教員を配置し、きめ細かな少人数指導を実施し、個々の習熟度に応じた学習支援を行います。	学務課																										
	5	学校支援アドバイザー	教職経験及び生徒指導の経験を有する学校支援アドバイザーを市内の学校に配置し、巡回指導を行うことで、学校で発生するいじめ問題やトラブル等への適切な助言や指導の業務を行います。また、学校支援アドバイザー会議を毎月開催し、教育委員会と情報を共有していきます。	指導課																										
6	学校におけるアンケート調査などの実施	各学校において児童生徒向けアンケートを実施し、いじめ、虐待などの早期発見につなげます。	指導課																											

区分	新				旧
新:P110 旧:無	No	取組の名称	取組の内容	主な所属	
	7	インクルーシブ教育システム推進事業	「言語やきこえ」に課題がある子どもたちをことばの教室(通級指導教室)の中で、指導、支援します。また、インクルーシブ教育システム推進事業として、学校支援コーディネーターを派遣し、地域資源の組み合わせ(スクールクラスター)を活用し、ことば等発達に課題がある児童生徒への合理的配慮に基づく適切な支援につなげるために関係機関が連携し、継続的に支援を行うことのできる体制づくりを行います。	教育センター	
	8	ルームさくらの運営	学校に行けない小・中学生を対象に、学習面のサポート、集団生活への適応を促し、社会的自立に向けて支援します。	教育センター	
	(2) 教育や学習の機会均等の推進				
	No	取組の名称	取組の内容	主な所属	
	1 重点	生活困窮者自立支援事業(子どもの学習・生活支援事業)	生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対し、学習意欲や基礎学力の向上といった学習支援をはじめ、日常生活習慣、仲間づくりや居場所づくりなどの必要な支援を行います。	社会福祉課	
	2 重点	学校外における学習支援の充実に向けた検討	経済的な事情により学習塾、スポーツ教室、教養を身に付けるための各種教室に通うことが難しい世帯の子どもたちに対する支援策について検討を進めます。	こども政策課	
	3	就学援助事業	生活保護を必要とする世帯、または生活保護に準じた保護が必要な世帯の児童・生徒に対し、義務教育を円滑に実施することができるよう、入学準備費や学用品費、修学旅行費など就学に必要な費用を援助します。	学務課	
	4	特別支援教育就学奨励費	特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者に対し、経済的な負担を軽減するために、就学に必要な経費の一部を援助します。	学務課	
	5	生活保護(教育扶助・生業扶助)	<生活保護費等給付事業> (教育扶助)小学生、中学生に対し、義務教育にかかる必要な学用品費や教材代、給食費等を補填するものとして支給します。 (生業扶助)高等学校等就学費として、高校生に対し、高等学校教育にかかる必要な学用品費や教材代、交通費等を補填するものとして支給します。	社会福祉課	
6	佐倉市高等学校等奨学金	経済的な理由によって高等学校等で修学することが困難な修学意欲のある方に対して、一定の条件のもとに授業料以外にかかる学資の一部を支援します。	教育総務課		

区分	新				旧	
新:P111 旧:無	No	取組の名称	取組の内容	主な所属		
	7	定時制高校への支援	市内に在住する千葉県立佐倉南高等学校三部制定時制課程の生徒の学習、クラブ活動等を支援するため、佐倉南高等学校定時制教育振興会に補助金を支給します。	教育総務課		
	8	好學チャレンジ事業	市内の全小中学校において夏季休業日に好學チャレンジ教室を実施し、補習的な学習機会を確保し、学習の支援を行います。また、佐倉市での使用教科用図書の内容に即した問題やテストを好學チャレンジプリントとして作成し、基礎・基本の確実な習得に活用する他、HP上でも公開します。	指導課 教育センター		
	9	夏季期間中の図書館・公民館の自習スペース開放	夏季休業期間中に、市内図書館及び公民館施設の一部を開放し、子どもたちの自習スペースを提供します。	社会教育課		
	10	公民館等主催子育て事業	幼児期の子どもやその保護者を対象とした各種教室等を開催し、運動や絵本の読み聞かせ、語りなどを通して、親子のコミュニケーションの促進を図ります。	各公民館		
	11	学校開放	学校教育に支障がない範囲で、教育委員会の所管する学校の施設を市民のスポーツ及びレクリエーション、学習その他公共活動の場として開放します。	社会教育課		
	2. 生活の支援 (1) 保護者の生活支援					
	No	取組の名称	取組の内容	主な所属		
	1 重点	生活困窮者自立支援事業	佐倉市在住で、働きたくても働けない、住む所がないなど、主に経済的な理由により生活に困っている方（※生活保護世帯の方は除く）を対象に、生活全般にわたる困りごとの相談を実施します。相談窓口では相談者それぞれの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、困りごとの解決に向けた支援を行います。	社会福祉課		
	2 重点	家庭教育事業	子育てにおける家庭教育の重要性を認識し、問題解決を図ることができるよう各種講座や講演会を開催します。また、家庭の教育力向上のため、市立幼稚園及び小中学校に家庭教育学級を開設します。また、様々な人権への理解を深めていただくため、毎年、人権教育についての講演会を実施します。	社会教育課		

区分	新				旧
新:P112 旧:無	No	取組の名称	取組の内容	主な所属	
	3	民生委員・児童委員制度	無報酬のボランティアとして、区域に住む高齢者や障がい者、児童の見守りを行います。また、区域の人からの生活上の相談に応じて、必要があれば現況の報告や相談を適切な機関に行い、その人にとって快適に暮らせるよう援助します。	社会福祉課	
	4	保育園・認定こども園・幼稚園	保護者が就労、病気、看護、介護、出産など何らかの事情で子どもの教育・保育をすることができない場合において、児童福祉法に基づき保護者に代わり、教育・保育を実施します。 ・利用料金:3歳以上は無料（給食費等の実費除く）	こども保育課	
	5	子育て短期支援事業（ショートステイ）の実施	保護者の病気やケガ、育児不安、出産、看護等の事情により、子どもを家庭で養育できない場合に、子どもを一時的に預かります。	こども保育課	
	6	病児・病後児保育事業	子どもが病気にかかり、家庭での保育や集団生活が困難な場合に、専用の施設で子どもを一時的に預かる事業を行います。 ・病児保育…病気の回復期に至らない場合で、当面の症状の急変が認められない子どもが対象 ・病後児保育…病気の回復期にある子どもが対象	こども保育課	
	7	子育て支援センター事業	事前申し込みの必要なく、開放的な雰囲気、気軽に立ち寄り、親子で遊んだり、子育て仲間と情報交換をしたりできる場所・機会を提供します。 ・レイクピアウスイ3階 ・保育園等の子育て支援センター	こども保育課	
	8	佐倉市ファミリーサポートセンター事業	地域において、「子育てのお手伝いをしたい」提供会員と、「子育ての手助けをしてほしい」依頼会員とを紹介し、子育てが大変なときに地域で支援し合う相互援助活動をサポートする事業を行います。また、ひとり親等の方がファミリーサポートセンターを利用した場合はその一部を助成します。	こども保育課	
	9	養育支援ヘルパーの派遣	子どもの養育について支援を必要とする家庭に、養育支援ヘルパーを派遣し、養育環境の整備を図ります。	こども家庭課	
	10	ひとり親家庭に対する家庭生活支援員の配置	ひとり親家庭が一時的に支援を必要とする場合に、家庭生活支援員による日常生活の支援を行います。	こども家庭課	
	11	障害者団体活動支援事業補助金	障害者の日常生活の充実を図るため、障害者や家族が自らの権利や自立のために社会に働きかける等の活動をしている団体を支援します。	障害福祉課	
	12	外国人に向けた生活支援	市内在住の外国人に向けた行政情報の提供や生活相談、日本語学習の支援などを行います。	広報課	

区分	新				旧
新:P113 旧:無	(2) 子どもの生活支援				
	No	取組の名称	取組の内容	主な所属	
	1 重点	自然を活かした親子の居場所づくり事業	市内の公園を活用し、プレーパーク等の子育て世代応援イベントの開催を支援し、親子の居場所づくりを進めます。	公園緑地課 こども政策課	
	2 重点	子ども食堂等との連携事業	子ども食堂や地域食堂などといった市民の自発的な活動についての市民への周知を進め、子どもの居場所づくりを進めます。	こども政策課 社会福祉課	
	3	【再掲】 生活困窮者自立支援事業(子どもの学習・生活支援事業)	生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対し、学習意欲や基礎学力の向上といった学習支援をはじめ、日常生活習慣、仲間づくりや居場所づくりなどの必要な支援を行います。	社会福祉課	
	4	学童保育	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、放課後の生活の場を提供し、遊びの指導を行うことにより児童の健全育成を図ります。	こども保育課	
	5	児童センター・老幼の館	乳幼児から18歳までの児童及び児童の保護者がいつでも自由に来て過ごすことができる児童センター・老幼の館を運営し、遊びを通して子どもたちの健やかな成長を保護者や地域の方々と一緒に育み、楽しい子育て・子育てをサポートします。	こども保育課	
	6	ヤングプラザの運営	学校が終わった後や休みの日に、友達とちょっと寄って好きなことができる学校でもない、家庭でもない、小・中・高校生の居場所としてヤングプラザを運営します。	こども政策課	
	7	【再掲】 学校開放	学校教育に支障がない範囲で、教育委員会の所管する学校の施設を市民のスポーツ及びレクリエーション、学習その他公共活動の場として開放します。	社会教育課	
	8	青少年育成事業	青少年育成団体と連携し、各種の青少年を対象としたイベント・事業の開催を通して、子どもたちの自主性や社会性などを育み地域の方々と交流できる機会を提供します。	こども政策課	
	9	障害児等への療育支援	生活能力の向上や集団生活への適応のための訓練や療育を行います。(児童発達支援、放課後等デイサービス等)	障害福祉課	
10	巡回相談事業の実施	臨床心理士や障害の言語聴覚士等の専門職が保育園等を訪問し、保護者へ専門的な助言を行います。	こども保育課		
11	ちゃれんじどフィットネスクラブ	遊びながら、楽しく身体を動かし、子どもの健康づくりをサポートしていくことを目的として、子どもに応じた運動教室を市と、佐倉市手をつなぐ育成会、順天堂大学学生の協力のもと開催します。	障害福祉課		

区分	新				旧
新:P114 旧:無	No	取組の名称	取組の内容	主な所属	
	12	ライフサポートファイルの作成	特別な支援や配慮を必要とする子どもについて、保護者が成育歴や支援内容等を記録し、医療・保健・福祉・教育等の機関へ情報共有を行うライフサポートファイルの利用を促進し、乳幼児期から成人期までのライフステージにおいて切れ目のない一貫した支援等に繋がります。	障害福祉課	
13	児童発達支援センター機能の強化	・児童発達支援センターにおいて、通所利用の未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを実施します。また、通所支援のほか、身近な障害児支援の拠点として、「地域で生活する障害児や家族への支援」、「地域の障害児を預かる施設に対する支援」などの地域支援を実施します。	障害福祉課		
3. 保護者の就労・経済的支援 (1) 保護者に対する就労支援					
No	取組の名称	取組の内容	主な所属		
1 重点	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の親が、就労に必要な技能資格を取得するために教育訓練講座を受講する場合の費用の一部を助成します。	こども家庭課		
2 重点	仕事と生活の両立を支援する情報提供や講座等の実施	男女平等参画推進センターミウズにおいて、男女が共に助け合い、家事・育児に関わることの重要性について理解を深め、共に働き続けられるよう、仕事と生活の両立を支援する情報提供や講座等を実施します。	自治人権推進課		
3	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給事業	ひとり親家庭の親で、1年以上の養成機関で修業し、資格取得（看護師、保育士、調理師など）が見込まれる方を対象に訓練促進給付金等を支給します。	こども家庭課		
4	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親または子が、高卒認定試験の対策講座を受講する場合の費用の一部を助成します。	こども家庭課		
5	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭、寡婦の方が、技能習得のための通学、就職活動など自立のために必要な活動をするときや、疾病、看護、学校等の公的行事のために一時的に支援を必要とする場合に、家庭生活支援員を派遣して、食事の世話、乳幼児の保育等、日常生活の支援をします。	こども家庭課		

区分	新				旧
新:P115 旧:無					
	No	取組の名称	取組の内容	主な所属	
	6	再就職支援セミナー (女性向け・全年齢向け)	千葉県ジョブサポートセンターとの共催により、佐倉市及び周辺市町で再就職支援セミナーを開催します。	商工振興課	
	7	地域職業相談室	求職者に雇用・就業に関する情報提供や知識習得の機会の提供を行い、就業促進や職業能力向上、雇用の安定化を図ります。また、企業の人手不足解消を図るため、女性・高齢者・障害者等の就労促進及び定着支援を行います。	商工振興課	
	(2) 経済的な支援				
	No	取組の名称	取組の内容	主な所属	
	1 重点	児童扶養手当	離婚等の理由で、ひとり親世帯となった家庭や父または母に重度の障害がある家庭等の児童を養育している人に対して、生活の安定と自立支援などを目的に手当を支給します。	こども家庭課	
	2 重点	子ども医療費助成	0歳から中学3年生までの子ども医療費を助成し、入院1日・通院1回200円、調剤費を無料とすることにより、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	こども家庭課	
	3	児童手当	中学生以下の児童を養育しているかたに、児童手当を支給します。	こども家庭課	
	4	特別児童扶養手当	一定の障害のある20歳未満の児童を家庭で育てている保護者(現に養育している者)に対して、特別児童扶養手当を支給します。	障害福祉課	
5	障害児福祉手当	日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の重度障害児に対して、障害児福祉手当を支給します。	障害福祉課		
6	佐倉市中心身障害児福祉年金	20歳未満の障害児の保護者に対して、佐倉市中心身障害児福祉年金を支給します。	障害福祉課		
7	ひとり親家庭等医療費等助成	18歳に達する日以後の年度末までの児童(児童の心身に基準以上の障害がある場合は、20歳の誕生日の前日まで)を養育している母子家庭・父子家庭等のかたが保険医療給付を受けた場合、医療費の自己負担額の一部を助成します。	こども家庭課		
8	ひとり親家庭等児童の入学及び就職祝い金	ひとり親家庭等で、小・中・高等学校に入学する児童や中学校を卒業して就職する児童を養育している方に祝い金を支給します。	こども家庭課		
9	JR定期券の割引制度	児童扶養手当の支給を受けている世帯の方が、JR東日本の通勤定期券を購入する場合、3割引が受けられる証明書を発行します。	こども家庭課		

区分	新				旧
新:P116 旧:無	No	取組の名称	取組の内容	主な所属	
	10	母子、父子、寡婦への資金貸付	母子・父子家庭及び寡婦の経済的自立を応援するため、各種資金を無利子又は低利子で貸付します。	こども家庭課	
	11	未熟児養育医療費給付	身体の発育が未熟な状態で生まれ、NICU(新生児集中治療室)等に入院を必要とするお子さんに対して、指定医療機関での医療費を公費助成します。健康保険法で対象としている医療費が給付の対象となり、入院治療における診療・医学的処置・治療等が受けられます。	母子保健課	
	12	予防接種事業	健康を保持するための経済的な負担を軽減し、感染症の予防と公衆衛生の向上を図るため、公費負担による定期予防接種を実施します。また、任意予防接種(おたふくかぜワクチン等)の費用の一部を助成し、子どもの健康保持と経済的な負担の軽減を図ります。	母子保健課	
	13	健康診査の公費助成	妊婦健診14回分と乳児健診2回分の公費助成により、病気の早期発見と経済的な負担の軽減を図ります。	母子保健課	
	14	佐倉市認可外保育施設利用者助成金	認可外保育施設に通園している子どもの保育料を一部助成します。	こども保育課	
	15	幼稚園給食費給付金	所得が一定以下の施設等利用給付認定を受けた子どもの保護者に対して、幼稚園に係る給食費の負担軽減を目的として、給付金を支給します。	こども政策課	
	16	施設等利用給付事業 幼稚園利用費等給付事業	経済的負担の軽減を目的として、幼稚園の利用料や預かり保育料、認可外保育施設等の利用料について助成します。	こども政策課	
4. 支援につなぐ体制整備 (1)相談窓口の充実					
	No	取組の名称	取組の内容	主な所属	
	1 重点	児童虐待、DV等に関する相談・対応	18歳未満の子どもとその家庭(妊産婦も含む)を対象に、子育てをする中での様々な悩みや困りごとに対し、専門の相談員が相談、対応します。きめ細やかな相談や支援を継続的に行い、児童虐待の未然防止、再発防止のため関係機関と連携した支援体制を構築し、それぞれの家庭にあったサポートを行います。	こども家庭課	
	2 重点	ひとり親家庭の相談の充実	離婚の際など養育費、住宅、就労、子育てにおいて新しい環境に慣れるまで様々な問題を解決していかなければならない方に対し、経済的な負担や精神的な不安を少しでも軽くするために相談の充実を図ります。	こども家庭課	



区分	新				旧
新:P117 旧:無	No	取組の名称	取組の内容	主な所属	
	3	児童虐待防止及び家庭児童相談紹介リーフレット配付	児童虐待防止及び家庭児童相談紹介リーフレットを窓口等で配付し、相談機関の周知を行います。	こども家庭課	
	4	教育相談・発達相談の実施	学校教育相談員を教育センター及びルームさくらに配置し、家庭でのしつけや、不登校、発達相談、就学相談など、学校生活における様々な不安や悩みなど、幅広く相談に対応します。	教育センター	
	5	子育て世代包括支援センター	子育てに不安や悩みを抱えている保護者が安心して子育てできるように、妊娠期から出産・子育て期までの様々な相談に応じます。	母子保健課	
	6	子育てコンシェルジュの配置	子育て支援の情報や保育サービスをわかりやすく案内するなど、様々な子育ての相談に応じる支援を行います。	こども保育課	
	7	くらしサポートセンター佐倉(生活困窮者自立支援)	生活保護を受けていない方で、何らかの生活上の困りごとを抱えている方(年齢に制限はありません)が気軽に相談できるよう無料の相談窓口を開設し、様々な事情で生活に困窮する方への包括的な支援を実施します。	社会福祉課	
	8	健康相談事業	家庭における健康管理に資することを目的とし、専門職による、こころとからだの相談事業を実施しています。相談の中で、貧困の内容があれば、子どもも含めて必要な時は、くらしサポートセンター佐倉などの関係機関に繋がります。	健康推進課	
	9	障害者相談支援事業所(療育支援コーディネーター)	市内指定相談支援事業所9ヶ所において、障害者本人や、障害児の保護者または介護を行っている人から日常生活や社会生活を営むにあたっての相談を受け、必要な情報の提供や援助を行います。また、障害者相談支援事業所のうち1ヶ所に療育支援コーディネーターを配置し、障害児の保護者等が困った時に、医療機関・学校・福祉機関等と連携し適切なコーディネートを行います。	障害福祉課	
	10	女性のための相談事業	子どもとの問題やDV、離婚などの相談に応じるため男女平等参画推進センターミウズにおいて、カウンセラーによる「女性のための相談」を週1回実施します。	自治人権推進課	
	11	こども家庭センターの設置に向けた検討	児童福祉法の改正に伴い子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを一体的に運用することも家庭センターの設置に向けた検討を進めます。	母子保健課 こども家庭課	


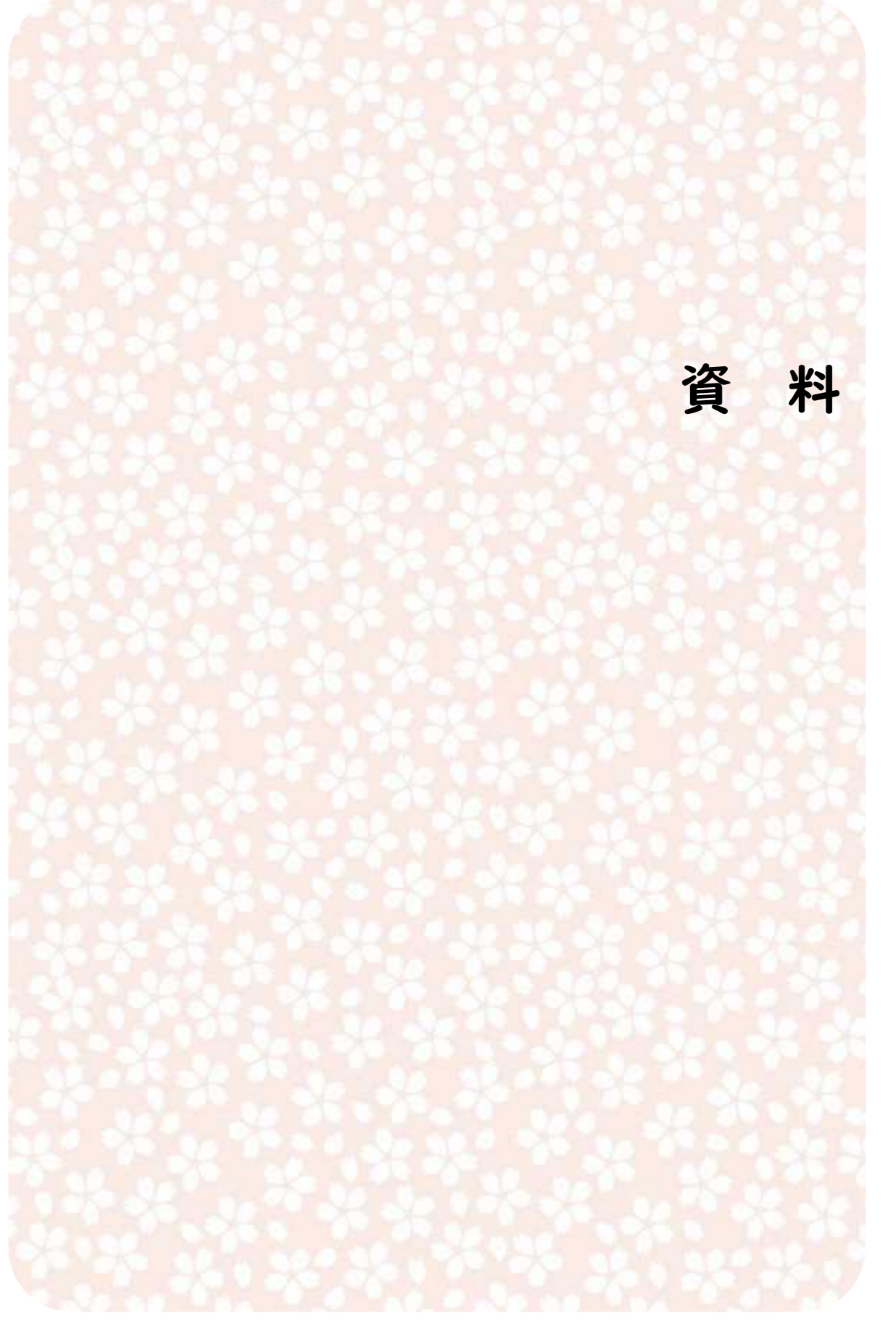
区分	新				旧
新:P118 旧:無	(2) 支援人材の育成				
	No	取組の名称	取組の内容	主な所属	
	1 重点	幼稚園教諭、保育士等の資質の向上 (子どもの貧困に関する理解促進)	幼稚園、保育園、認定こども園学童保育所等に 従事する職員を対象とした研修を実施し、子ども の育ちにかかわる幅広い分野の研修を、施設の 種別を超えて行うことにより、総合的な教育・保 育の質の向上を図ります。	こども保育課	
	2 重点	教職員の資質向上 (子どもの貧困に関する理解促進)	学校で勤務する教育職員に対し、子どもの貧困・ ヤングケアラーなど課題に対する気づきと対応 等についての研修を行います。	指導課	
	3	人権について学ぶ機会の提供	小・中学校において、人権尊重のまちづくりデリ バリー事業を実施するなど、子どもや保護者が 人権について学ぶ機会を提供します。	自治人権推進課	
	4	子育てに関する講座・研修の実施	子育て講座や研修の開催により、子どもとうまく コミュニケーションをとる方法を学ぶことで、子育 ての不安や孤立感の軽減を図ります。	こども保育課	
	(3) 社会全体での子どもの支援と連携体制の構築				
	No	取組の名称	取組の内容	主な所属	
	1 重点	支援につなぐガイドブック等の 作成の検討	支援が必要な子どもを具体的な支援につなぐた めのガイドブックの作成など、ツールの検討を行 います。	こども政策課	
	2	地域と学校等の連携体制の充 実	学校等と民生委員などの地域福祉との連携によ り、困難な状況にある子どもたちを早期に把握 し、支援につなげる体制の充実に向けて検討を 行います。	指導課 学務課	
3	健康診査	産婦健診の実施により、産後うつ発見と 虐待防止を図ります。また、幼児健診の実施によ り、病気や発育・発達の遅れの早期発見、虐待防 止を図ります。また、健康診査での相談業務を通 じて、心身の健康状態・生活状況の把握を行い、 必要な支援につなげます。	母子保健課		
4	母子保健推進事業	新生児が生まれた家庭への全戸訪問の実施や マタニティクラス・パパママクラス事業の開催を 通じて、子どもや保護者の心身の健康状態・生 活状況の把握を行い、必要な支援につなげます。	母子保健課		
5	障害児巡回相談支援の実施	障害のある子どもの成長に伴った指導、訓練を 進めるため、言語聴覚士等の専門職 が保育園等を巡回し、専門的な支援を行いま す。	こども保育課		

区分	新				旧
新:P119 旧:無	No	取組の名称	取組の内容	主な所属	
	6	いじめ防止対策連絡協議会	いじめ防止などの対策を関係機関や関係団体と連携して推進するための協議会を開催します。	指導課	
	7	佐倉市児童虐待防止ネットワーク	要保護児童対策地域協議会として佐倉市児童虐待防止ネットワークを設置し、児童虐待を未然に防止するとともに、早期に発見し適切な保護等を図るため、児童虐待防止活動を実施します。	こども家庭課	
	8	青少年問題協議会	青少年問題協議会を開催し、青少年関連団体や教育・福祉などの行政関係機関相互の連絡調整を行い各団体の取組からみえる青少年を取り巻く課題について協議します。	こども政策課	
	9	【再掲】 インクルーシブ教育システム推進事業	インクルーシブ教育システム推進事業として、学校支援コーディネーターを派遣し、地域資源の組み合わせ(スクールクラスター)を活用し、ことば等発達に課題がある児童生徒への合理的配慮に基づく適切な支援につなげるために関係機関が連携し、継続的に支援を行うことのできる体制づくりを行います。	教育センター	
	10	市民活動団体の支援	市民公益活動サポートセンターにおいて、子ども・子育てに関する団体などの市民公益活動団体に対して、情報提供や交流・活動の場の提供等を行っています。また、市民公益活動団体が行う市民協働事業に対する支援として、助成金の交付や専門家等の技術的な支援等を実施します。	自治人権推進課	
	11	子どもの権利についての啓発	子どもの権利条約及び子どもの権利について、講演会の開催や子育て支援情報誌等を活用して啓発活動を進めます。	こども政策課	
	12	人権擁護委員活動の支援	子どもが抱える様々な悩み・問題に対応する「子どもの人権SOSミニレター」や、小学校等における人権教室の開催などの人権擁護委員活動を支援します。	自治人権推進課	

区分	新				旧																				
新:P120 旧:無	<p>5. その他関連する取組</p> <p>(1) 佐倉市社会福祉協議会による取組</p> <table border="1" data-bbox="320 317 1587 1255"> <thead> <tr> <th data-bbox="320 317 409 352">No</th> <th data-bbox="409 317 780 352">取組の名称</th> <th data-bbox="780 317 1332 352">取組の内容</th> <th data-bbox="1332 317 1587 352">支援の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="320 352 409 772">1</td> <td data-bbox="409 352 780 772">生活福祉資金貸付事業 (教育支援費・就学支度費)</td> <td data-bbox="780 352 1332 772"> ●教育支援費 就学するのに必要な経費について、高等学校：月 3.5 万円、短大・専門学校・高等専門学校：月 6 万円、大学：月 6.5 万円を限度に、貸付を行います。 ※受付は随時。返済期間：原則 10 年以内 ●就学支度費 高等学校、大学、短期大学、専修学校（専門課程）、高等専門学校への入学に際し必要な経費について、50 万円を限度に、貸付を行います。 ※受付は入学時のみ。返済期間：原則 10 年以内 </td> <td data-bbox="1332 352 1587 772">教育の支援 保護者の就労・ 経済的支援</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 772 409 905">2</td> <td data-bbox="409 772 780 905">菊地久治勉学奨励金奨学生募集事業</td> <td data-bbox="780 772 1332 905">佐倉市在住のひとり親世帯かつ低所得世帯に属する意欲と能力のある学生に対し、給付型の奨学金を支給します。(年間 150 万円を限度)</td> <td data-bbox="1332 772 1587 905">教育の支援 保護者の就労・ 経済的支援</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 905 409 1083">3</td> <td data-bbox="409 905 780 1083">生活困窮世帯子ども支援事業</td> <td data-bbox="780 905 1332 1083">生活困窮になった世帯に属する子どもを対象に学校等へ通うために必要な資金やその他、佐倉市社会福祉協議会会長が必要と認める返済不要の資金について、世帯当たり年間 10 万円を上限に給付します。</td> <td data-bbox="1332 905 1587 1083">保護者の就労・ 経済的支援</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 1083 409 1255">4</td> <td data-bbox="409 1083 780 1255">さくらあったか食堂ネットワーク</td> <td data-bbox="780 1083 1332 1255">社会福祉協議会が事務局となり、佐倉市内の子ども食堂、地域食堂で構成され、創意工夫をしながら「食を通じて、子どもたちが、子どもをよく見てくれる地域の大人たちと出会える場づくり」を行っています。</td> <td data-bbox="1332 1083 1587 1255">生活の支援</td> </tr> </tbody> </table>				No	取組の名称	取組の内容	支援の種類	1	生活福祉資金貸付事業 (教育支援費・就学支度費)	●教育支援費 就学するのに必要な経費について、高等学校：月 3.5 万円、短大・専門学校・高等専門学校：月 6 万円、大学：月 6.5 万円を限度に、貸付を行います。 ※受付は随時。返済期間：原則 10 年以内 ●就学支度費 高等学校、大学、短期大学、専修学校（専門課程）、高等専門学校への入学に際し必要な経費について、50 万円を限度に、貸付を行います。 ※受付は入学時のみ。返済期間：原則 10 年以内	教育の支援 保護者の就労・ 経済的支援	2	菊地久治勉学奨励金奨学生募集事業	佐倉市在住のひとり親世帯かつ低所得世帯に属する意欲と能力のある学生に対し、給付型の奨学金を支給します。(年間 150 万円を限度)	教育の支援 保護者の就労・ 経済的支援	3	生活困窮世帯子ども支援事業	生活困窮になった世帯に属する子どもを対象に学校等へ通うために必要な資金やその他、佐倉市社会福祉協議会会長が必要と認める返済不要の資金について、世帯当たり年間 10 万円を上限に給付します。	保護者の就労・ 経済的支援	4	さくらあったか食堂ネットワーク	社会福祉協議会が事務局となり、佐倉市内の子ども食堂、地域食堂で構成され、創意工夫をしながら「食を通じて、子どもたちが、子どもをよく見てくれる地域の大人たちと出会える場づくり」を行っています。	生活の支援	
No	取組の名称	取組の内容	支援の種類																						
1	生活福祉資金貸付事業 (教育支援費・就学支度費)	●教育支援費 就学するのに必要な経費について、高等学校：月 3.5 万円、短大・専門学校・高等専門学校：月 6 万円、大学：月 6.5 万円を限度に、貸付を行います。 ※受付は随時。返済期間：原則 10 年以内 ●就学支度費 高等学校、大学、短期大学、専修学校（専門課程）、高等専門学校への入学に際し必要な経費について、50 万円を限度に、貸付を行います。 ※受付は入学時のみ。返済期間：原則 10 年以内	教育の支援 保護者の就労・ 経済的支援																						
2	菊地久治勉学奨励金奨学生募集事業	佐倉市在住のひとり親世帯かつ低所得世帯に属する意欲と能力のある学生に対し、給付型の奨学金を支給します。(年間 150 万円を限度)	教育の支援 保護者の就労・ 経済的支援																						
3	生活困窮世帯子ども支援事業	生活困窮になった世帯に属する子どもを対象に学校等へ通うために必要な資金やその他、佐倉市社会福祉協議会会長が必要と認める返済不要の資金について、世帯当たり年間 10 万円を上限に給付します。	保護者の就労・ 経済的支援																						
4	さくらあったか食堂ネットワーク	社会福祉協議会が事務局となり、佐倉市内の子ども食堂、地域食堂で構成され、創意工夫をしながら「食を通じて、子どもたちが、子どもをよく見てくれる地域の大人たちと出会える場づくり」を行っています。	生活の支援																						

区分	新	旧
新 P121 旧 P82	 <p data-bbox="863 695 1495 898">第7章 計画の実現のために</p>	 <p data-bbox="2044 680 2677 884">第6章 計画の実現のために</p>

区分	新	旧
新 P122 旧 P83	<div data-bbox="388 239 1175 359" data-label="Section-Header">  <h2>第7章 計画の実現のために</h2> </div> <div data-bbox="332 401 688 443" data-label="Section-Header"> <h3>1 計画の推進体制</h3> </div> <div data-bbox="320 480 1558 714" data-label="Text"> <p>本計画では、幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期などを定めました(第4章)。また、3つの基本目標を達成するための7つの重点事業を定め、その他の取り組みを含めて施策を展開することとしました(第5章)。第6章では、子どもの貧困対策について4つの類型に分類し、子どもの健やかな成長を応援する施策に取り組んでいきます。</p> </div> <div data-bbox="320 728 1558 913" data-label="Text"> <p>計画の推進にあたっては、市だけでなく、これまで同様、民間活力や国・県の財政支援を最大限活用し、本計画の実現に向け、関係機関と連携して施策に取り組むとともに、幼稚園、保育園、認定こども園等、地域子ども・子育て支援事業の事業者、学校、市民などの多くの方の意見を取り入れながら取り組みを広げていきます。</p> </div> <div data-bbox="326 1001 691 1045" data-label="Section-Header"> <h3>2 計画の進捗管理</h3> </div> <div data-bbox="320 1081 1558 1167" data-label="Text"> <p>本計画を実効性のあるものとして推進するために、計画に基づく施策の進捗状況とともに、計画全体の成果を検証することが重要です。</p> </div> <div data-bbox="350 1180 1454 1218" data-label="Text"> <p>このため、「佐倉市子育て支援推進委員会」において、その進捗状況を確認していきます。</p> </div> <div data-bbox="320 1230 1558 1316" data-label="Text"> <p>また、施策の実施にあたっては、柔軟で総合的な取り組みが必要であることから、検証結果に基づき、必要に応じて改善を図ります。</p> </div>	<div data-bbox="1584 228 2377 348" data-label="Section-Header">  <h2>第6章 計画の実現のために</h2> </div> <div data-bbox="1584 401 1949 443" data-label="Section-Header"> <h3>1 計画の推進体制</h3> </div> <div data-bbox="1576 480 2724 663" data-label="Text"> <p>本計画では、幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期などを定めました(第4章)。また、3つの基本目標を達成するための7つの重点事業を定め、その他の取り組みを含めて施策を展開することとしました(第5章)。</p> </div> <div data-bbox="1576 678 2724 863" data-label="Text"> <p>計画の推進にあたっては、市だけでなく、これまで同様、民間活力や国・県の財政支援を最大限活用し、本計画の実現に向け、関係機関と連携して施策に取り組むとともに、幼稚園、保育園、認定こども園等、地域子ども・子育て支援事業の事業者、学校、市民などの多くの方の意見を取り入れながら取り組みを広げていきます。</p> </div> <div data-bbox="1584 951 1949 995" data-label="Section-Header"> <h3>2 計画の進捗管理</h3> </div> <div data-bbox="1576 1031 2691 1117" data-label="Text"> <p>本計画を実効性のあるものとして推進するために、計画に基づく施策の進捗状況とともに、計画全体の成果を検証することが重要です。</p> </div> <div data-bbox="1605 1131 2718 1167" data-label="Text"> <p>このため、「佐倉市子育て支援推進委員会」において、その進捗状況を確認していきます。</p> </div> <div data-bbox="1576 1180 2706 1266" data-label="Text"> <p>また、施策の実施にあたっては、柔軟で総合的な取り組みが必要であることから、検証結果に基づき、必要に応じて改善を図ります。</p> </div>

区分	新	旧
新 P123 旧 P84	 <p>資料</p>	 <p>資料</p>

区分	新			旧		
新 P124 旧 P85	I 佐倉市子育て支援推進委員会委員名簿 (令和4年5月現在)			I 佐倉市子育て支援推進委員会委員名簿 (令和元年10月現)		
	区分	氏名	備考	区分	氏名	備考
	学識経験者	早坂 恵子	委員長 千葉女子専門学校特任教諭	学識経験者	早坂 恵子	委員長 千葉女子専門学校特任教諭
	〃	伊藤 祐子	千葉敬愛短期大学特任准教授	児童センター又は学童保育所長	高山 勇	副委員長 志津児童センター施設長
	医師	越部 融	印旛市郡医師会佐倉地区推薦	学識経験者	立崎 貴子	佐倉市商工会議所常議員
	歯科医師	秀島 潔	印旛郡市歯科医師会佐倉地区推薦	学識経験者	伊藤 祐子	千葉敬愛短期大学准教授
	民生委員・児童委員	山本 純治	佐倉市民生委員・児童委員協議会推薦	医師	越部 融	印旛市郡医師会佐倉地区推薦
	主任児童委員	泉 宏子	佐倉市民生委員・児童委員協議会推薦	歯科医師	秀島 潔	印旛郡市歯科医師会佐倉地区推薦
	保育園の園長（私立）	本間 仁美	陽の木さくら保育園長 （私立保育園長会推薦）	民生委員・児童委員	渡邊 美智子	佐倉市民生委員・児童委員協議会推薦
	幼稚園の園長（私立）	伊藤 瑞康	学校法人藤学園 理事長 （私立幼稚園協会推薦）	主任児童委員	中村 真理	佐倉市民生委員・児童委員協議会推薦
	小学校長	宇梶 ユミ	山王小学校長 （小学校校長会推薦）	保育園の園長（私立）	平田 聡美	ウェルネス保育園ユーカーが丘園長 （私立保育園長会推薦）
	保育園、幼稚園、認定こども園、小学校又は中学校の保護者	荒井 美保	公募	幼稚園の園長（私立）	平岡 立行	佐倉くすみ幼稚園長 （私立幼稚園会推薦）
	〃	桑原 牧子	公募	小学校長	松本 厚子	山王小学校長 （小学校・中学校校長会推薦）
	〃	中川 加奈子	公募	中学校長	相蘇 重晴	臼井中学校長 （小学校・中学校校長会推薦）
	市民	伊藤 幸子	公募	保育園、幼稚園、認定こども園、小学校又は中学校の保護者	青野 真理	公募
	〃	黒木 裕子	公募	〃	高橋 亜希子	公募
	児童センター又は学童保育所長	斉藤 英晴	臼井老幼の館施設長	〃	古川 香織	公募
			(敬称略)	〃	小林 孝	公募
				〃	川端 ふみ	公募
				市民	鴫崎 金次	公募

区分	新				旧					
新 P125 旧 P86	2 幼稚園一覧 (令和5年4月予定)				2 幼稚園一覧 (令和2年4月予定)					
	地区	No	保育施設名	定員	住所	地区	No	保育施設名	定員	住所
	佐倉	1	佐倉幼稚園	210	鎗木町 934	佐倉	1	佐倉幼稚園	210	鎗木町 934
	根郷・ 和田・弥富	2	和田幼稚園	40	直弥 59-6	根郷・ 和田・弥富	2	和田幼稚園	40	直弥 59-6
		3	弥富幼稚園	40	岩富町 145		3	弥富幼稚園	40	岩富町 145
	臼井・ 千代田	4	臼井たんぽぽ幼稚園	370	王子台 1-10-7	臼井・ 千代田	4	臼井たんぽぽ幼稚園	370	王子台 1-10-7
		5	臼井幼稚園	400	臼井田 2435		5	臼井幼稚園	400	臼井田 2435
	志津北部	6	小竹幼稚園	210	小竹 795-1	志津北部	6	小竹幼稚園	270	小竹 795-1
		7	志津幼稚園	400	井野 1362		7	志津幼稚園	400	井野 1362
	3 認定こども園一覧 (令和5年4月予定)				3 認定こども園一覧 (令和2年4月予定)					
地区	No	保育施設名	定員	住所	地区	No	保育施設名	定員	住所	
佐倉	1	幼保連携型認定こども園 千成幼稚園	1号	195	千成 3-4-3	1	幼稚園型認定こども園 佐倉城南幼稚園	1号	90	鎗木町 1-5
			2,3号	96				2号	30	
	2	幼稚園型認定こども園 慈光幼稚園	1号	195	本町 54		2	幼稚園型認定こども園 慈光幼稚園	1号	
			2,3号	90		2号			90	
	3	幼稚園型認定こども園 佐倉城南幼稚園	1号	105	鎗木町 1-5	3	幼保連携型認定こども園 千成幼稚園	1号	195	千成 3-4-3
			2,3号	30				2号	96	
根郷・ 和田・弥富	4	幼保連携型認定こども園 佐倉くるみ幼稚園	1号	73	石川 551-1		4	幼保連携型認定こども園 佐倉くるみ幼稚園	1号	
			2,3号	36		2号			36	
臼井・ 千代田	5	吉見光の子モンテッソーリ 子どもの家(幼保連携型)	1号	25	吉見 193-1	5	吉見光の子モンテッソーリ 子どもの家(保育所型)	1号	21	吉見 193-1
			2,3号	50				2号	50	
志津北部	6	モンテッソーリ光の子 (幼保連携型)	1号	15	上座 1219-4	6	モンテッソーリ光の子 (幼保連携型)	1号	15	上座 1219-4
			2,3号	90				2号	90	
志津南部	7	幼稚園型認定こども園 さくら幼稚園	1号	81	西志津 2-23-19	7	幼稚園型認定こども園 さくら幼稚園	1号	81	西志津 2-23-19
			2,3号	9				2号	9	
	8	幼保連携型認定こども園 志津わかば幼稚園	1号	304	上志津 874					

区分	新					旧				
新 P126 旧 P87	4 保育園等一覧 (令和5年4月予定)					4 保育園等一覧 (令和2年4月予定)				
	地区	No	保育施設名	定員	住所	地区	No	保育施設名	定員	住所
	佐倉	1	佐倉保育園	130	鎗木町 98-3	佐倉	1	佐倉保育園	130	鎗木町 98-3
		2	にじいろ保育園佐倉	60	白銀 1-24-5		2	生活クラブ風の村保育園佐倉東	120	本町 142-1
		3	はくすい保育園	60	岩名 961-2		3	にじいろ保育園佐倉	60	白銀 1-24-5
		4	生活クラブ風の村保育園佐倉東	110	本町 142-1		4	はくすい保育園	60	岩名 961-2
	根郷 和田 弥富	5	根郷保育園	130	大崎台 4-3-2	根郷・ 和田・ 弥富	5	さくら敬愛保育園	60	山王 1-9
		6	馬渡保育園	90	馬渡 818-2		6	根郷保育園	130	大崎台 4-3-2
		7	さくら敬愛保育園	60	山王 1-9-8		7	アンファンひのきさくら (小規模保育事業)	19	寺崎北 2-12-1
		8	陽の木さくら保育園	68	寺崎北 2-13-1		8	陽の木さくら保育園	63	寺崎北 2-13-1
		9	アンファンひのきさくら(小規模保育事業)	19	寺崎北 2-12-1		9	馬渡保育園	90	馬渡 818-2
		10	かえて保育園さくら駅前	40	表町 1-13-21		10	青葉保育園	90	白井台 1351-3
	白井 千代田	11	白井保育園	90	白井田 2379	白井・ 千代田	11	アンサンブル染井野キッズ (事業所内保育施設)	3	白井 1239-1
		12	すみれ保育園	80	白井台 1201		12	白井保育園	90	白井田 2379
		13	青葉保育園	93	白井台 1351-4		13	おひさま保育園	90	王子台 4-10-1
		14	第二青葉保育園	27	染井野 1-21		14	第二青葉保育園	27	染井野 1-21
		15	おひさま保育園	90	王子台 4-10-1		15	Bon ami 保育園(事業所内保育施設)	2	王子台 3-12-14
		16	レイクサイドインターナショナルチャイルドケア	60	生谷 1515-30		16	森と自然の保育園のびのびハウス	35	江原新田 103
		17	森と自然の保育園のびのびハウス	49	江原新田 103		17	あい・あい保育園ユーカリが丘園	60	上座 700
		18	アンサンブル染井野キッズ(事業所内保育施設)	4	白井 1239-1		18	ウェルネス保育園ユーカリが丘	60	西ユーカリが丘 6-12-3 西街区 1階
		19	白井はくすい保育園	50	王子台 1-23 レイクピアウスイ 3階		19	えがおの森保育園・いの	60	井野 972-2
		20	Bon ami 保育園(事業所内保育施設)	2	王子台 3-12-14		20	北志津保育園	138	井野 869-9
	志津 北部	21	北志津保育園	138	井野 869-9	志津 北部	21	みやのもりハローキッズ	60	宮ノ台 3-1-1
		22	ユーカリハローキッズ	110	上座 383-1		22	ユーカリデイリーキッズ (小規模保育事業)	18	ユーカリが丘 4-8-6
		23	みやのもりハローキッズ	60	宮ノ台 3-1-1		23	ユーカリの森マイキッズ	60	南ユーカリが丘 1-1 ステーションタワー 3階
		24	えがおの森保育園・いの	60	井野 972-2		24	ユーカリハローキッズ	110	上座 383-1
		25	AIAI NURSERY ユーカリが丘	70	上座 700		25	あい・あい保育園上志津園	60	上志津 1770
		26	ウェルネス保育園ユーカリが丘	60	西ユーカリが丘 6-12-3 西街区 1階		26	ウェルネス保育園佐倉	100	上志津原 351-8
		27	ユーカリの森マイキッズ	60	南ユーカリが丘 1-1 T205		27	kid's Patio しづ園 (小規模保育事業)	16	上志津 1663 志津 ステーションビル 3F
		28	ウエスト・デイリーキッズ	20	ユーカリが丘 4-1-1 W201		28	志津駅前マミーさくら保育園	20	上志津 1656-9
	志津 南部	29	志津保育園	150	西志津 4-26-1	志津 南部	29	志津保育園	150	西志津 4-26-1
		30	南志津保育園	100	中志津 7-1-10		30	ソラストさくら保育園	120	上志津 1707-2
		31	みくに保育園	50	下志津原 61-2		31	ひまわりルーム西志津 (小規模保育事業)	12	西志津 3-1 1-104
		32	マミーさくら保育園	20	上志津 1656-9		32	南志津保育園	100	中志津 7-1-10
		33	ひまわりルーム西志津(小規模保育事業)	12	西志津 3-1-1 クレール志津 104		33	みくに保育園	50	下志津原 61-2
		34	Kid's Patio しづ園(小規模保育事業)	16	上志津 1663 志津 ステーションビル 3F					
		35	ソラストさくら保育園	120	上志津 1704-6					
36		AIAI NURSERY 上志津	60	上志津 1770-8						
37		ウェルネス保育園佐倉	100	上志津原 351-8						









区分	新					旧				
	地区	NO	学童保育所名	定員	住所	地区	NO	学童保育所名	定員	住所
新 P127 旧 P89	5 学童保育所一覧 (令和5年4月予定)					5 学童保育所一覧 (令和2年4月予定)				
	佐倉	1	内郷学童保育所	65	岩名 870 (内郷小学校内)	佐倉	1	内郷学童保育所	65	岩名 870 (内郷小学校内)
		2	佐倉学童保育所	65	新町 78-4 (佐倉小学校内)		2	佐倉学童保育所	65	新町 78-4 (佐倉小学校内)
		3	佐倉東学童保育所	60	将門町 7 (佐倉東小学校内)		3	佐倉東学童保育所	60	将門町 7 (佐倉東小学校内)
		4	佐倉老幼の館学童保育所	55	弥勒町 229-2 (佐倉老幼の館内)		4	佐倉老幼の館学童保育所	55	弥勒町 229-2 (佐倉老幼の館内)
		5	白銀学童保育所	40	白銀 1-4 (白銀小学校内)		5	白銀学童保育所	40	白銀 1-4 (白銀小学校内)
	根郷・ 和田・ 弥富	6	大崎台学童保育所	30	大崎台 4-3-2 (根郷保育園内)	根郷・ 和田・ 弥富	6	大崎台学童保育所	30	大崎台 4-3-2 (根郷保育園内)
		7	山王学童保育所	65	山王 1-44 (山王小学校内)		7	山王学童保育所	65	山王 1-44 (山王小学校内)
		8	第二根郷学童保育所	60	根郷 454 (根郷小学校内)		8	第二根郷学童保育所	60	根郷 454 (根郷小学校内)
		9	寺崎学童保育所	40	大崎台 4-4-1 (寺崎小学校内)		9	寺崎学童保育所	60	大崎台 4-4-1 (寺崎小学校内)
		10	第二寺崎学童保育所	45	大崎台 4-4-1 (寺崎小学校内)		10	根郷学童保育所	55	根郷 454 (根郷小学校内)
		11	根郷学童保育所	55	根郷 454 (根郷小学校内)		11	弥富学童保育所	50	岩富町 151 (弥富公民館内)
		12	弥富学童保育所	50	岩富町 151 (弥富公民館内)		12	和田学童保育所	15	直弥 59 (和田公民館内)
		13	和田学童保育所	30	直弥 59 (和田公民館内)		臼井・ 千代田	13	印南学童保育所	70
	14	印南学童保育所	70	印南 223-1 (印南小学校内)	14	臼井老幼の館学童保育所		35	王子台 6-25-1 (臼井老幼の館内)	
	15	臼井老幼の館学童保育所	35	王子台 6-25-1 (臼井老幼の館内)	15	王子台学童保育所		30	王子台 5-19 (王子台小学校内)	
	16	王子台学童保育所	30	王子台 5-19 (王子台小学校内)	16	染井野学童保育所		45	染井野 1-19 (染井野小学校内)	
	17	染井野学童保育所	45	染井野 1-19 (染井野小学校内)	17	すみれにこにこホーム		50	臼井台 1253-3	
	18	すみれにこにこホーム	50	臼井台 1253-3	18	千代田学童保育所		65	吉見 553 (千代田小学校内)	
	19	千代田学童保育所	65	吉見 553 (千代田小学校内)	19	間野台学童保育所		60	王子台 2-18 (間野台小学校内)	
	20	間野台学童保育所	60	王子台 2-18 (間野台小学校内)	志津 北部	20		青菅学童保育所	35	宮ノ台 1-17-1 (青菅小学校内)
	21	青菅学童保育所	35	宮ノ台 1-17-1 (青菅小学校内)		21	第二青菅学童保育所	50	宮ノ台 1-17-1 (青菅小学校内)	
	22	第二青菅学童保育所	50	宮ノ台 1-17-1 (青菅小学校内)		22	第三青菅学童保育所	50	宮ノ台 1-17-1 (青菅小学校内)	
	23	第三青菅学童保育所	50	宮ノ台 1-17-1 (青菅小学校内)		23	井野学童保育所	50	西ユーカリが丘 3-1-6 (井野小学校内)	
	24	井野学童保育所	50	西ユーカリが丘 3-1-6 (井野小学校内)		24	小竹学童保育所	60	ユーカリが丘 5-5-1 (小竹小学校内)	
	25	第二井野学童保育所	40	ユーカリが丘 6-4-1-103		25	北志津児童センター学童保育所	65	井野 794-1 (北志津児童センター内)	
	26	小竹学童保育所	60	ユーカリが丘 5-5-1 (小竹小学校内)		26	志津学童保育所	40	上座 1156-2 (志津小学校内)	
	27	北志津児童センター学童保育所	65	井野 794-1 (北志津児童センター内)		27	光の子児童センター	60	上座 1148-1	
	28	志津学童保育所	40	上座 1156-2 (志津小学校内)		28	ユーカリ優都ぴあ	60	青菅 1023-6	
	29	光の子児童センター	60	上座 1148-1		志津 南部	29	上志津学童保育所	60	上志津 1764-6
	30	ユーカリ優都ぴあ	60	青菅 1023-6	30		下志津学童保育所	65	中志津 4-26-10 (下志津小学校内)	
	31	上志津学童保育所	60	上志津 1764-6	31		第二上志津学童保育所	50	上志津 1752 (上志津小学校内)	
	32	下志津学童保育所	65	中志津 4-26-10 (下志津小学校内)	32		第二西志津学童保育所	50	西志津 7-2-1 (西志津小学校内)	
	33	第二上志津学童保育所	50	上志津 1752 (上志津小学校内)	33		第三西志津学童保育所	40	西志津 7-2-1 (西志津小学校内)	
	34	第二西志津学童保育所	50	西志津 7-2-1 (西志津小学校内)	34		西志津学童保育所	30	西志津 4-26-1 (志津保育園内)	
	35	第三西志津学童保育所	70	西志津 7-2-1 (西志津小学校内)	35		南志津学童保育所	65	下志津原 164-2 (南志津小学校内)	
	36	西志津学童保育所	30	西志津 4-26-1 (志津保育園内)						
37	南志津学童保育所	65	下志津原 164-2 (南志津小学校内)							

区分	新	旧
新 P128 旧 P89	<h3 data-bbox="296 241 1202 283">6 子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）</h3> <div data-bbox="332 336 1463 1008" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p data-bbox="727 357 1068 399" style="text-align: center;">子どもの権利条約とは</p> <p data-bbox="350 420 1445 588">「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」は、世界中の子どもが健やかに成長できるようにとの願いを込めて、1989年11月に国際連合の総会で採択されました。日本は1994年にこの条約を批准、発効しています。</p> <p data-bbox="350 609 1445 829">「子どもの権利条約」では、子どもを人権の主人公として尊重し、子どもも大人と同じ独立した人格を持つ権利の主体として捉え、子どもの人権を保障しています。また、子どもはまだまだ心や体が発達し、成長する途中にあることから、特別に保護されることが必要で、子どもは大人から発達を支援され、援助されなければなりません。</p> <p data-bbox="350 850 1445 955">「子どもの権利条約」では子どもの権利として次の4つの権利を守ることを定めています。そして、子どもにとって一番良いことを実現することを目指しています。</p> </div> <div data-bbox="350 1071 1463 1816" style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div data-bbox="350 1071 905 1417" style="border: 1px solid #ccc; border-radius: 10px; padding: 10px; width: 50%;"> <p data-bbox="534 1102 727 1144" style="text-align: center;">生きる権利</p> <ul data-bbox="371 1165 890 1354" style="list-style-type: none"> ◆ 防げる病気などで命をうばわれないこと。 ◆ 病気やけがをしたら治療をうけられることなど。 </div> <div data-bbox="934 1071 1489 1417" style="border: 1px solid #ccc; border-radius: 10px; padding: 10px; width: 50%;"> <p data-bbox="1142 1102 1305 1144" style="text-align: center;">育つ権利</p> <ul data-bbox="964 1165 1469 1396" style="list-style-type: none"> ◆ 教育を受け、休んだり遊んだりできること。 ◆ 考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。 </div> <div data-bbox="350 1470 905 1816" style="border: 1px solid #ccc; border-radius: 10px; padding: 10px; width: 50%;"> <p data-bbox="519 1501 742 1543" style="text-align: center;">守られる権利</p> <ul data-bbox="371 1564 890 1753" style="list-style-type: none"> ◆ あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。 ◆ 障害のある子どもや少数民族の子どもなどはとくに守られることなど。 </div> <div data-bbox="934 1470 1489 1816" style="border: 1px solid #ccc; border-radius: 10px; padding: 10px; width: 50%;"> <p data-bbox="1113 1501 1335 1543" style="text-align: center;">参加する権利</p> <ul data-bbox="964 1564 1469 1753" style="list-style-type: none"> ◆ 自由に意見をあらわしたり、集まってグループをつくったり、自由な活動をおこなったりできることなど。 </div> </div>	<h3 data-bbox="1528 241 2433 283">6 子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）</h3> <div data-bbox="1587 336 2718 1008" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p data-bbox="1973 357 2315 399" style="text-align: center;">子どもの権利条約とは</p> <p data-bbox="1605 420 2700 588">「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」は、世界中の子どもが健やかに成長できるようにとの願いを込めて、1989年11月に国際連合の総会で採択されました。日本は1994年にこの条約を批准、発効しています。</p> <p data-bbox="1605 609 2700 829">「子どもの権利条約」では、子どもを人権の主人公として尊重し、子どもも大人と同じ独立した人格を持つ権利の主体として捉え、子どもの人権を保障しています。また、子どもはまだまだ心や体が発達し、成長する途中にあることから、特別に保護されることが必要で、子どもは大人から発達を支援され、援助されなければなりません。</p> <p data-bbox="1605 850 2700 955">「子どもの権利条約」では子どもの権利として次の4つの権利を守ることを定めています。そして、子どもにとって一番良いことを実現することを目指しています。</p> </div> <div data-bbox="1573 1071 2715 1816" style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div data-bbox="1573 1071 2128 1417" style="border: 1px solid #ccc; border-radius: 10px; padding: 10px; width: 50%;"> <p data-bbox="1765 1102 1958 1144" style="text-align: center;">生きる権利</p> <ul data-bbox="1587 1165 2107 1354" style="list-style-type: none"> ◆ 防げる病気などで命をうばわれないこと。 ◆ 病気やけがをしたら治療をうけられることなど。 </div> <div data-bbox="2157 1071 2712 1417" style="border: 1px solid #ccc; border-radius: 10px; padding: 10px; width: 50%;"> <p data-bbox="2359 1102 2522 1144" style="text-align: center;">育つ権利</p> <ul data-bbox="2181 1165 2686 1396" style="list-style-type: none"> ◆ 教育を受け、休んだり遊んだりできること。 ◆ 考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。 </div> <div data-bbox="1573 1470 2128 1816" style="border: 1px solid #ccc; border-radius: 10px; padding: 10px; width: 50%;"> <p data-bbox="1736 1501 1958 1543" style="text-align: center;">守られる権利</p> <ul data-bbox="1587 1564 2107 1753" style="list-style-type: none"> ◆ あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。 ◆ 障害のある子どもや少数民族の子どもなどはとくに守られることなど。 </div> <div data-bbox="2157 1470 2712 1816" style="border: 1px solid #ccc; border-radius: 10px; padding: 10px; width: 50%;"> <p data-bbox="2329 1501 2552 1543" style="text-align: center;">参加する権利</p> <ul data-bbox="2181 1564 2686 1753" style="list-style-type: none"> ◆ 自由に意見をあらわしたり、集まってグループをつくったり、自由な活動をおこなったりできることなど。 </div> </div>

区分	新	旧																																																																																				
新 P129 旧 P90	<p>7 用語集</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>頁</th> <th>用語</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>合計特殊出生率</td> <td>15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数字で、一人の女性が生涯に産むと考えられる子どもの数。</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>パブリックコメント</td> <td>市の機関が施策等の案を公表して広く意見を求め、提出された意見の内容や意見に対する考え方などを公表するもの。</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>認定こども園</td> <td>教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園の両方の良さを持つ施設。</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>小規模保育事業</td> <td>少人数(定員6~19人)を対象に、家庭に近い雰囲気のもと、子どもを保育する事業。</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>事業所内保育施設</td> <td>会社等に設置し、従業員の子どもの保育することを目的とした保育施設。施設によっては、従業員に加えて従業員以外の子どもと一緒に保育する形態もある。</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>認可外保育施設</td> <td>保育を行うことを目的とする施設であって、県や市が認可する保育施設以外の施設。</td> </tr> <tr> <td>38</td> <td>特別支援学校</td> <td>障害のある子どもを対象に、生活や学習上の困難を改善するために適切な指導や必要な支援を行う学校。</td> </tr> <tr> <td>42</td> <td>一時預かり(幼稚園型Ⅱ)</td> <td>幼稚園において、保育を必要とする2歳児を定期的に保育する事業。</td> </tr> <tr> <td>54</td> <td>放課後子供教室</td> <td>すべての放課後の児童を対象として、学習やスポーツ等を通じ、地域住民との交流活動等を行う活動拠点(居場所)。</td> </tr> <tr> <td>63</td> <td>乳児院</td> <td>虐待や育児放棄などの理由により、乳児を入院させて養育し、退院した人への相談援助を行う児童福祉施設。</td> </tr> <tr> <td>76</td> <td>児童センター</td> <td>遊びを通して、子どもたちの健やかな成長を保護者や地域の方々と一緒に育み、子育てをサポートする施設。</td> </tr> <tr> <td>76 113</td> <td>子ども食堂</td> <td>地域の子どもたちに食事の提供を通じて居場所を提供するもの。地域住民のコミュニケーションの場としての役割も持つ。</td> </tr> <tr> <td>76</td> <td>新・放課後子ども総合プラン</td> <td>令和元年度から令和5年度の5年間に、学童保育所の待機児童の解消や学童保育所と放課後子供教室の一体的な実施を推進し、すべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ることを目的とした国の計画。</td> </tr> </tbody> </table>	頁	用語	説明	2	合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数字で、一人の女性が生涯に産むと考えられる子どもの数。	7	パブリックコメント	市の機関が施策等の案を公表して広く意見を求め、提出された意見の内容や意見に対する考え方などを公表するもの。	14	認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園の両方の良さを持つ施設。	16	小規模保育事業	少人数(定員6~19人)を対象に、家庭に近い雰囲気のもと、子どもを保育する事業。	22	事業所内保育施設	会社等に設置し、従業員の子どもの保育することを目的とした保育施設。施設によっては、従業員に加えて従業員以外の子どもと一緒に保育する形態もある。	22	認可外保育施設	保育を行うことを目的とする施設であって、県や市が認可する保育施設以外の施設。	38	特別支援学校	障害のある子どもを対象に、生活や学習上の困難を改善するために適切な指導や必要な支援を行う学校。	42	一時預かり(幼稚園型Ⅱ)	幼稚園において、保育を必要とする2歳児を定期的に保育する事業。	54	放課後子供教室	すべての放課後の児童を対象として、学習やスポーツ等を通じ、地域住民との交流活動等を行う活動拠点(居場所)。	63	乳児院	虐待や育児放棄などの理由により、乳児を入院させて養育し、退院した人への相談援助を行う児童福祉施設。	76	児童センター	遊びを通して、子どもたちの健やかな成長を保護者や地域の方々と一緒に育み、子育てをサポートする施設。	76 113	子ども食堂	地域の子どもたちに食事の提供を通じて居場所を提供するもの。地域住民のコミュニケーションの場としての役割も持つ。	76	新・放課後子ども総合プラン	令和元年度から令和5年度の5年間に、学童保育所の待機児童の解消や学童保育所と放課後子供教室の一体的な実施を推進し、すべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ることを目的とした国の計画。	<p>7 用語集</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>頁</th> <th>用語</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>合計特殊出生率</td> <td>15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数字で、一人の女性が生涯に産むと考えられる子どもの数。</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>パブリックコメント</td> <td>市の機関が施策等の案を公表して広く意見を求め、提出された意見の内容や意見に対する考え方などを公表するもの。</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>認定こども園</td> <td>教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園の両方の良さを持つ施設。</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>小規模保育事業</td> <td>少人数(定員6~19人)を対象に、家庭に近い雰囲気のもと、子どもを保育する事業。</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>事業所内保育施設</td> <td>会社等に設置し、従業員の子どもの保育することを目的とした保育施設。施設によっては、従業員に加えて従業員以外の子どもと一緒に保育する形態もある。</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>認可外保育施設</td> <td>保育を行うことを目的とする施設であって、県や市が認可する保育施設以外の施設。</td> </tr> <tr> <td>34</td> <td>特別支援学校</td> <td>障害のある子どもを対象に、生活や学習上の困難を改善するために適切な指導や必要な支援を行う学校。</td> </tr> <tr> <td>38</td> <td>一時預かり(幼稚園型Ⅱ)</td> <td>幼稚園において、保育を必要とする2歳児を定期的に保育する事業</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>放課後子供教室</td> <td>すべての放課後の児童を対象として、学習やスポーツ等を通じ、地域住民との交流活動等を行う活動拠点(居場所)。</td> </tr> <tr> <td>59</td> <td>乳児院</td> <td>虐待や育児放棄などの理由により、乳児を入院させて養育し、退院した人への相談援助を行う児童福祉施設。</td> </tr> <tr> <td>72</td> <td>児童センター</td> <td>遊びを通して、子どもたちの健やかな成長を保護者や地域の方々と一緒に育み、子育てをサポートする施設。</td> </tr> <tr> <td>72</td> <td>子ども食堂</td> <td>地域の子どもたちに食事の提供を通じて居場所を提供するもの。地域住民のコミュニケーションの場としての役割も持つ。</td> </tr> <tr> <td>72</td> <td>新・放課後子ども総合プラン</td> <td>令和元年度から令和5年度の5年間に、学童保育所の待機児童の解消や学童保育所と放課後子供教室の一体的な実施を推進し、すべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ることを目的とした国の計画。</td> </tr> </tbody> </table>	頁	用語	説明	2	合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数字で、一人の女性が生涯に産むと考えられる子どもの数。	6	パブリックコメント	市の機関が施策等の案を公表して広く意見を求め、提出された意見の内容や意見に対する考え方などを公表するもの。	12	認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園の両方の良さを持つ施設。	13	小規模保育事業	少人数(定員6~19人)を対象に、家庭に近い雰囲気のもと、子どもを保育する事業。	18	事業所内保育施設	会社等に設置し、従業員の子どもの保育することを目的とした保育施設。施設によっては、従業員に加えて従業員以外の子どもと一緒に保育する形態もある。	18	認可外保育施設	保育を行うことを目的とする施設であって、県や市が認可する保育施設以外の施設。	34	特別支援学校	障害のある子どもを対象に、生活や学習上の困難を改善するために適切な指導や必要な支援を行う学校。	38	一時預かり(幼稚園型Ⅱ)	幼稚園において、保育を必要とする2歳児を定期的に保育する事業	50	放課後子供教室	すべての放課後の児童を対象として、学習やスポーツ等を通じ、地域住民との交流活動等を行う活動拠点(居場所)。	59	乳児院	虐待や育児放棄などの理由により、乳児を入院させて養育し、退院した人への相談援助を行う児童福祉施設。	72	児童センター	遊びを通して、子どもたちの健やかな成長を保護者や地域の方々と一緒に育み、子育てをサポートする施設。	72	子ども食堂	地域の子どもたちに食事の提供を通じて居場所を提供するもの。地域住民のコミュニケーションの場としての役割も持つ。	72	新・放課後子ども総合プラン	令和元年度から令和5年度の5年間に、学童保育所の待機児童の解消や学童保育所と放課後子供教室の一体的な実施を推進し、すべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ることを目的とした国の計画。
頁	用語	説明																																																																																				
2	合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数字で、一人の女性が生涯に産むと考えられる子どもの数。																																																																																				
7	パブリックコメント	市の機関が施策等の案を公表して広く意見を求め、提出された意見の内容や意見に対する考え方などを公表するもの。																																																																																				
14	認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園の両方の良さを持つ施設。																																																																																				
16	小規模保育事業	少人数(定員6~19人)を対象に、家庭に近い雰囲気のもと、子どもを保育する事業。																																																																																				
22	事業所内保育施設	会社等に設置し、従業員の子どもの保育することを目的とした保育施設。施設によっては、従業員に加えて従業員以外の子どもと一緒に保育する形態もある。																																																																																				
22	認可外保育施設	保育を行うことを目的とする施設であって、県や市が認可する保育施設以外の施設。																																																																																				
38	特別支援学校	障害のある子どもを対象に、生活や学習上の困難を改善するために適切な指導や必要な支援を行う学校。																																																																																				
42	一時預かり(幼稚園型Ⅱ)	幼稚園において、保育を必要とする2歳児を定期的に保育する事業。																																																																																				
54	放課後子供教室	すべての放課後の児童を対象として、学習やスポーツ等を通じ、地域住民との交流活動等を行う活動拠点(居場所)。																																																																																				
63	乳児院	虐待や育児放棄などの理由により、乳児を入院させて養育し、退院した人への相談援助を行う児童福祉施設。																																																																																				
76	児童センター	遊びを通して、子どもたちの健やかな成長を保護者や地域の方々と一緒に育み、子育てをサポートする施設。																																																																																				
76 113	子ども食堂	地域の子どもたちに食事の提供を通じて居場所を提供するもの。地域住民のコミュニケーションの場としての役割も持つ。																																																																																				
76	新・放課後子ども総合プラン	令和元年度から令和5年度の5年間に、学童保育所の待機児童の解消や学童保育所と放課後子供教室の一体的な実施を推進し、すべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ることを目的とした国の計画。																																																																																				
頁	用語	説明																																																																																				
2	合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数字で、一人の女性が生涯に産むと考えられる子どもの数。																																																																																				
6	パブリックコメント	市の機関が施策等の案を公表して広く意見を求め、提出された意見の内容や意見に対する考え方などを公表するもの。																																																																																				
12	認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園の両方の良さを持つ施設。																																																																																				
13	小規模保育事業	少人数(定員6~19人)を対象に、家庭に近い雰囲気のもと、子どもを保育する事業。																																																																																				
18	事業所内保育施設	会社等に設置し、従業員の子どもの保育することを目的とした保育施設。施設によっては、従業員に加えて従業員以外の子どもと一緒に保育する形態もある。																																																																																				
18	認可外保育施設	保育を行うことを目的とする施設であって、県や市が認可する保育施設以外の施設。																																																																																				
34	特別支援学校	障害のある子どもを対象に、生活や学習上の困難を改善するために適切な指導や必要な支援を行う学校。																																																																																				
38	一時預かり(幼稚園型Ⅱ)	幼稚園において、保育を必要とする2歳児を定期的に保育する事業																																																																																				
50	放課後子供教室	すべての放課後の児童を対象として、学習やスポーツ等を通じ、地域住民との交流活動等を行う活動拠点(居場所)。																																																																																				
59	乳児院	虐待や育児放棄などの理由により、乳児を入院させて養育し、退院した人への相談援助を行う児童福祉施設。																																																																																				
72	児童センター	遊びを通して、子どもたちの健やかな成長を保護者や地域の方々と一緒に育み、子育てをサポートする施設。																																																																																				
72	子ども食堂	地域の子どもたちに食事の提供を通じて居場所を提供するもの。地域住民のコミュニケーションの場としての役割も持つ。																																																																																				
72	新・放課後子ども総合プラン	令和元年度から令和5年度の5年間に、学童保育所の待機児童の解消や学童保育所と放課後子供教室の一体的な実施を推進し、すべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ることを目的とした国の計画。																																																																																				

区分	新			旧		
新 P130 旧 P91	77	スクールカウンセラー	心理学の専門知識を活かし、学校において児童や保護者をサポートしていく専門職。	73	スクールカウンセラー	心理学の専門知識を活かし、学校において児童や保護者をサポートしていく専門職。
	77	心の教育相談員	スクールカウンセラーの業務を補完し、学校や日常生活の様々な悩みを抱える児童の相談に応じる相談員。	73	心の教育相談員	スクールカウンセラーの業務を補完し、学校や日常生活の様々な悩みを抱える児童の相談に応じる相談員。
	77	学校支援アドバイザー	いじめや不登校等の課題に対応する教職員等に対して助言や援助を行う職。	73	学校支援アドバイザー	いじめや不登校等の課題に対応する教職員等に対して助言や援助を行う職。
	77	学校教育相談員	児童の不登校や、小中学校内での様々な問題に対応する専門職。	73	学校教育相談員	児童の不登校や、小中学校内での様々な問題に対応する専門職。
	79	ワーク・ライフ・バランス	「仕事」と「仕事以外の生活（育児、介護、趣味、休養など）」との調和のこと。やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、ライフステージに応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指す考え方。	75	ワーク・ライフ・バランス	「仕事」と「仕事以外の生活（育児、介護、趣味、休養など）」との調和のこと。やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、ライフステージに応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指す考え方。
	82	子どもの権利条約	世界の多くの子どもが貧困・飢餓などの困難な状況に置かれていることにかんがみ、世界的な視野から児童の人権の尊重、保護の促進を目指した条約。	78	子どもの権利条約	世界の多くの子どもが貧困・飢餓などの困難な状況に置かれていることにかんがみ、世界的な視野から児童の人権の尊重、保護の促進を目指した条約。
	84	養育支援ヘルパー	育児が困難な家庭等にヘルパーを派遣し、育児・家事の援助や相談を行う職。	80	養育支援ヘルパー	育児が困難な家庭等にヘルパーを派遣し、育児・家事の援助や相談を行う職。
	84	家庭生活支援員	母子家庭、父子家庭及び寡婦の方が、就学、病気などの事情により、一時的に生活援助・保育サービスが必要な場合に派遣される職。	80	家庭生活支援員	母子家庭、父子家庭及び寡婦の方が、就学、病気などの事情により、一時的に生活援助・保育サービスが必要な場合に派遣される職。
	84	言語聴覚士	ことばによるコミュニケーションに課題がある人に、訓練・指導等のサービスを提供し支援する専門職。	80	言語聴覚士	ことばによるコミュニケーションに課題がある人に、訓練・指導等のサービスを提供し支援する専門職。
	85	ライフサポートファイル	一貫して適切な支援を受けることができるように、子どもの生育歴や受けてきた支援内容などを継続して記録するもの。	81	ライフサポートファイル	一貫して適切な支援を受けることができるように、子どもの生育歴や受けてきた支援内容などを継続して記録するもの。
	88	子どもの貧困	子どもが経済的な困窮状態であることにより、発達の諸段階において、学習や教育の場で制約を受けるなど、様々な機会が奪われた結果、不利益をこうむってしまうこと。			
	92	佐倉市子どもの生活状況調査	子どもがいる世帯の生活状況や子どもの状況などを把握し、子育て世帯等への施策に役立てることを目的として令和3年度に実施した調査。			
	92	佐倉市資源量調査	佐倉市子どもの貧困対策計画策定に向け、関係する支援者を対象に、支援対象となる子どもやその家庭の状況などの把握を目的として令和3年度に実施した調査。（佐倉市子どもの生活状況調査と同時に実施）			

区分	新			旧
新 P131 旧 無	102	ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、本来大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを日常的に行っている18歳未満の子どものこと。	
	113	プレーパーク	木登りや泥んこ遊びなど、日常なかなかできなくなった遊びを通じて、子どもたちの自主性や冒険心を育み、生き生きと成長できる遊び場・居場所。子どもたちが思いっきり遊べるように、極力禁止事項をなくし、自分の責任で自由に遊ぶことを大切に活動のこと。	

区分	新	旧
	 	     

区分	新	旧
新 背表紙 旧 背表紙	<div data-bbox="617 1415 1196 1822" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>第2期佐倉市子ども・子育て支援事業計画</p> <p>令和2年3月策定</p> <p>令和5年3月改定</p> <p>発行 佐倉市子ども支援部子ども政策課</p> <p>〒285-8501</p> <p>千葉県佐倉市海隣寺町97番地</p> <p>TEL 043-484-6139</p> <p>http://www.city.sakura.lg.jp/</p> </div>	<div data-bbox="1970 1398 2552 1822" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>第2期佐倉市子ども・子育て支援事業計画</p> <p>令和2年3月</p> <p>発行 佐倉市健康子ども部子育て支援課</p> <p>〒285-8501</p> <p>千葉県佐倉市海隣寺町97番地</p> <p>TEL 043-484-6139</p> <p>FAX 043-486-2118</p> <p>http://www.city.sakura.lg.jp/</p> </div>